

平成24年第1回
美唄市議会定例会会議録
平成24年3月8日(木曜日)
午前10時00分 開議

都市整備部長 山口隆慶君
消 防 長 霜 田 公 法 君
総務部総務課長 佐 藤 崇 君
総務部総務課総務主査 平 野 太 一 君

議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
第2 一般質問

教育委員会委員長 工 藤 勝 善 君
教 育 長 安 田 昌 彰 君
教 育 部 長 奥 山 隆 司 君

出席議員(14名)

議 長 内馬場 克 康 君
副議長 小 関 勝 教 君
1 番 倉 本 賢 君
2 番 長谷川 吉 春 君
3 番 谷 村 知 重 君
4 番 丸 山 文 靖 君
5 番 本 郷 幸 治 君
6 番 森 川 明 君
7 番 吉 岡 文 子 君
8 番 桜 井 龍 雄 君
9 番 金 子 義 彦 君
10番 高 田 正 則 君
11番 五十嵐 聡 君
13番 土 井 敏 興 君

選挙管理委員会委員長 後 藤 泰 彦 君
選挙管理委員会事務局長 秋 場 勝 義 君

農業委員会会長 西 川 芳 勝 君
農業委員会事務局長 吉 田 寿 幸 君

監 査 委 員 扇 谷 均 君
監査事務局長 鎌 田 覚 君

欠席説明員

市立美唄病院事務局長 高 倉 雄 二 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 中 平 匡 司 君
次 長 三 上 忠 君

午前10時00分開議

出席説明員

市 長 高 橋 幹 夫 君
副 市 長 藤 井 英 昭 君
総 務 部 長 伊 藤 敦 史 君
市 民 部 長 山 崎 一 広 君
保健福祉部長兼福祉事務所長 中 川 直 紀 君
商工交流部長 市 川 厚 記 君
農 政 部 長 須 田 正 毅 君

議長内馬場克康君 これより本日の会議を開きます。

議長内馬場克康君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

- 2 番 長谷川吉春議員
3 番 谷村 知重議員

を指名いたします。

議長内馬場克康君 次に日程の第2、一般質問に入ります。

発言通告により、順次発言を許します。

9番、金子義彦議員。

9番金子義彦議員（登壇） おはようございます。

平成24年第1回定例会にあたり、大綱3点について市長にお尋ねいたします。

大綱の1点目は、雪害対策についてであります。今冬は全国的に低温傾向が続き、府県においては、日本海側に大雪をもたらし、道内においても、特に石狩、南空知を中心に、市民生活に大きな影響を及ぼしています。当市においても13メートルを超える降雪となり、建物の崩落・倒壊、除雪作業による転落事故等多発している状況にある中、3点について、お伺いいたします。

その1つとして、除排雪についてであります。国道・道道・市道の除雪出動基準について伺います。さらに、市民からの苦情、問い合わせの件数及び対応について、予算執行状況もあわせて伺います。

その2つとして、美唄市豪雪対策本部の取り扱いについてであります。本市において豪雪対策本部からのお知らせが市のホームページ上で記載されてるところであります。自力で除雪等困難と思われる高齢者、高齢者の独居、身体障がい者の世帯数の状況並びに対応について、また、崩落・倒壊の危険と思われる建物の状況とその対策について伺います。

その3つとして、農業施設被害状況と対応についてであります。記録的な大雪により、

農業用ハウス等の被害が報道されております。今後さらに融雪が進み、沈降雪圧が強くなり、被害拡大が予想され、園芸・水稲作に大きな影響が及ぶことが懸念されております。被害状況及び対応について伺います。

大綱の2点目は、農業行政についてであります。本市の基幹産業、農業を取り巻く状況は、TPP問題、戸別所得補償制度の法制化問題など、先行き不透明な状況は払拭できない状況であります。行政をはじめ、関係機関、期成会組織の努力が実を結び、美唄・茶志内地区国営農地再編整備事業が、ほぼ、採択されることとなり、さらなる農業振興につながるべく期待をしているところであります。そこで、2点について伺います。

その1つとして、平成23年の作柄による玉葱生産農家への支援についてであります。平成23年第3回定例会におきまして、天候不順による玉葱の減収見込みに対する支援について伺ったところ、関係機関、団体との情報交換等を行いながら、対応について協議してまいりたいとの答弁をいただいたところでありましたが、その後の対応について伺います。

その2つとして、市内4排水機場の状況についてであります。今冬の積雪状況並びに今後3カ月の暖気傾向の長期予報等を考えますと、融雪水の影響により、農地等への浸水被害等が懸念されるところですが、常に万全体制での稼動が望まれる排水機場の状況及び今後の対応について伺います。

大綱の3点目は、防災行政についてであります。昨年発生した東日本大震災の被害状況を踏まえ、地域防災計画、水防計画の点検等、課題整理を行い、洪水ハザードマップ等を作

成していただいたところでありますが、災害時における避難所や避難場所及び洪水ハザードマップの市民への啓発・周知について伺います。

以上、この場からの質問を終わります。

議長内馬場克康君 市長。

市長高橋幹夫君（登壇） 金子議員の質問にお答えいたします。

初めに、雪害対策について、除排雪についてであります。国道につきましては、歩道・車道とも5センチメートルから10センチメートルの降雪量を目安として出動することになっております。道道につきましては、降雪量が車道10センチメートルを超えた場合、歩道はおおむね10センチメートルを超えた場合、出動することとなっております。市道につきましては、降雪量が車道13センチメートル以上、歩道10センチメートル以上と予想されるとき、出動することとしております。市へ寄せられた市民からの苦情、問い合わせの件数などについてであります。昨年11月から本年2月末まで4カ月間で、集計した件数は、983件で、主な内容は、「道路が狭い、または、交差点の見通しが悪い」が216件で22%、「空地への押し込め雪や道路排雪に関する事」が157件で16%、「除雪の時間帯や方法に関する事」が140件で14.2%、「間口に関する事」が131件で13.3%、「その他道路への雪出し、雪捨て場、路面に関する事」などが339件で34.5%となっております。市といたしましては、これら市民からの苦情などがあつた場合、直ちに職員と受託業者で現地立ち合いし、状況を確認の上、必要な対応をしております。

次に、予算の執行状況についてであります。除排雪事業の当初予算のうち、各路線の除雪にかかる委託料は1億8,386万円、排雪などにかかる使用料及び賃借料は5,103万1,000円の、合わせて2億3,489万1,000円となっております。排雪などにかかる使用料及び賃借料については、昨年11月からの豪雪により、1月31日現在の累積降雪量が10.4メートル、積雪量が1.2メートルになり、平年の数値を大きく上回るため、排雪などにかかる経費に不足を生じたことから、1億8,000万円を増額補正し、1月31日で専決処分を行ったところであり、補正を含めた予算額を4億1,489万1,000円としたところであります。2月末現在、市による幹線道路の排雪に約2,700万円、2月10日現在、委託業者による生活道路や押し込み雪などの排雪に約5,700万円、雪捨て場の管理として約2,600万円を執行したところあります。また、除雪委託につきましても、契約額1億7,854万2,000円のうち、約9割に相当する1億6,050万円を前金払い及び中間払いをし、除排雪にかかる執行額は、合わせて2億7,050万円となっているところあります。除雪委託業務につきましては、2月15日現在で累積降雪量が12.8メートルとなり、設計基準降雪量の7メートルを大きく上回ることから、契約変更を行うため、今定例会において補正予算案を上程しているところあります。

次に、美唄市豪雪対策本部の取り扱いについてであります。平成23年9月末における65歳以上の高齢者のいる世帯数は6,835世帯で、うち高齢者の夫婦のみの世帯は2,200世帯、高齢者独居世帯数は2,815世帯となって

おります。身体障がい者については、平成 23 年 3 月末の人数で 1,763 人となっております。これらの高齢者の世帯等で住民税が非課税であるなど、一定の要件を満たす世帯については、無料で住宅の屋根や居間の窓周りの除雪を行う福祉除雪を実施しており、今年度は、3 月 5 日までに 106 件を実施しております。また、2 月上旬には福祉除雪の受託業者が対応しきれない状況となったため、高齢者等の住宅で緊急対応が必要な場合は、職員が玄関前の落雪処理やストーブの排気口、窓周りの除雪、雪下ろしなどを実施し、3 月 5 日までに 66 件の緊急対応を行っております。

積雪による建物の崩落、倒壊の件数につきましては、積雪により詳細な調査が行えないことから、予想は難しいところでありますが、市として 3 月 5 日現在で 10 件の建物の倒壊を確認しており、今後さらに増えることが心配されるところであります。なお、落雪や建物倒壊による周囲の危険性が高い場合には、道路の通行止めや周辺住民への一時避難の要請等を行っております。

次に、農業施設被害状況と対応についてであります。本市における農業施設被害は、3 月 2 日現在、57 件で、その内訳は、水稻育苗用ハウスが 34 棟、園芸用ハウスが 19 棟、農業機械収納用ハウスが 2 棟、D 型倉庫が 2 棟となっております。現在、各農協では、雪に埋まっているハウスの掘り出し作業を呼びかけながら、被害調査を行っておりますが、今後、融雪等による被害の拡大が予想されることから、市としましては、国や道へ支援策の要請を行うとともに、各農協などと連携して、被害状況の把握に努めるほか、近隣市町

の動向なども参考に、農業被害対策の検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、農業行政について平成 23 年産の玉葱についてであります。昨年は、13 戸の生産者が 47 ヘクタールで作付けしておりますが、春の長雨により定植作業が遅れたことや腐敗球の発生により、10 アール当たりの平均収穫量は 1.5 トンと低く、過去 7 年間の平均収穫量と比較すると、約 3 分の 1 の水準であり、農協からは、販売計画よりも 8,000 万円程度減少する見込みであると伺っております。このため、関係団体等と今後の対応について協議してまいりましたが、作付面積の 8 割以上が農業共済組合の畑作物共済に加入しており、減収分については、共済金の支払いが見込まれるほか、農協において収支不足に対する低利のプロパー資金の融通を検討していることから、市の独自対策につきましては、実施しないこととしたところでございます。

次に、市内 4 排水機場についてであります。各排水機場は、昨年 12 月中旬にパイプ内の水抜きや軽微な修繕などの保守作業を終え、冬期間は閉鎖しております。今年は、積雪が極めて多く、融雪による排水路の増水が想定されることから、例年 4 月下旬に保守点検委託業者が行っている排水ポンプ周りのパイプの接続等の復旧作業を 4 月上旬に繰り上げるとともに、管理運転を行い、万全を期してまいります。

次に、防災行政について、洪水ハザードマップなどの周知についてであります。洪水時の浸水想定区域や避難場所等が記載された本市の洪水ハザードマップにつきましては、平成 16 年に作成し、浸水予想地域の世帯を中

心にお配りしたところでございます。現在、洪水ハザードマップについては、市のホームページに掲載しておりますが、河川整備に合わせた浸水想定区域の変更が行われたことから、内容の修正を加えているところであり、今後、河川管理者との確認を行い、修正を終えた後、マップの配布範囲や周知方法について検討してまいりたいと考えております。なお、広域避難所や地区別避難所につきましては、毎年、広報メロディーの9月号でお知らせしているところであります。

以上でございます。

議長内馬場克康君 9番金子義彦議員。

9番金子義彦議員 自席より質問させていただきます。今ほど、るるご答弁をいただきましてありがとうございます。ここから、2点ほど再質問させていただきます。

その1点目、今ほど、豪雪対策本部の取組状況を報告いただきました。その中で、市職員による緊急除雪などのご尽力に対しまして、改めて感謝を申し上げます。さて、今後ますます雪の重量が重くなる時期となります。そんな中、先般、岩見沢市において、家屋倒壊を防ぐため、自力除雪困難な75歳以上の高齢者宅や身体障がい者世帯を対象に、雪下ろし作業の支援を行った。雪下ろしは無料だが、排雪費用は住民負担、市が3,000世帯を調査し、危険な状況にある32世帯への支援を決めた、との報道がなされました。本市においても、同様な世帯があると思われまます。先ほどの答弁の中にも、業者の手が回らなく、やむなく、本市の職員による緊急避難的な除雪を行ったとご答弁をされております。そんな中で、本市においてもこのよ

うな対応が必要ではないかと思っております。対応について伺いたいと思います。

その2つ目でございますが、農業施設被害の状況、今ほどご答弁をいただきましたけれども、今後、園芸・水稻育苗ハウス被害が拡大するのは間違いないと予想されております。現在、JAにより被害状況を調査中と伺っておりますけれども、また、JAからの営農技術指導の中で、被害状況の未然に防ぐべく、そういった情報も各農家に流れているところでございます。そんな中、農家につきましては、本年の作付に対する危機感を持ちながら、被害の拡大を防ぐ努力をし、融雪を注視しているところであります。本市においても、国・道への要請はもちろんのこと、ぜひ、市単独の支援もお考えいただきたいと思っております。本市の基幹産業である農業、とりわけ水稻作に対するご姿勢をはっきりお示しいただきたいと思っております。ご答弁をお願いいたします。

議長内馬場克康君 市長。

市長高橋幹夫君 金子議員の質問にお答えいたします。

初めに、高齢世帯等への除雪等の対応についてであります。本市においては、岩見沢市と同様の調査を行っておりませんが、高齢者世帯が多い我路、盤の沢、落合、東明、南美唄、日東の各地区について巡視を行なったほか、関係機関等との連携を図り、除雪が必要と思われる世帯については、福祉除雪を実施するか、もしくは職員による緊急対応を逐次行ってまいりました。今後とも、必要に応じて同様な対応を行い、高齢者等の安全確保を図ってまいりたいと考えております。

次に、農業被害対策についてであります。

本市の基幹産業である農業を守り、振興発展させていくことが、私の使命であり、市政執行方針でも申し上げましたとおり、農業を基軸とした地域経済の活性化を図り、活気ある元気なまちづくりを進めていく考えでございます。こうした中、今年記録的な豪雪による農作業の遅れや農作物の減収、品質低下、さらには農業者の生産意欲の低下などを危惧しているところでございます。このため、農業被害対策について、検討作業を進めているところであり、その内容が固まり次第、補正予算等も想定されることから、必要な対応をとってまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長内馬場克康君 次に移ります。

13番土井敏興議員。

13番土井敏興議員（登壇） 平成24年第1回市議会定例会に当たり、大綱2点について、市長並びに教育長にお伺いをいたします。

質問に入ります前に、3日後の3月11日には、極めて甚大な被害をもたらした東日本大震災からちょうど1年を迎えることになりましたが、対応の遅れから、思うように復興が進んでいない現状にあるのが大変憂慮されるところであります。先月23日現在で、犠牲となった方は1万5,854人を数え、行方不明者も3,271人に達し、今なお避難あるいは転居生活を余儀なくされている方は約34万4,000人に及んでいるということでもあります。改めて心よりご冥福と、お見舞いを申し上げますとともに、政府においては、1日も早く復興に向けた、地元の要望に沿った的確な施策の展開を強く望むものであります。

一方、本市においても、この冬はまれに見

る豪雪に見舞われ、死傷者の発生を始め、施設・家屋等に多くの被害をもたらし、市民生活にも大きな不安を与えているところであり、被害に遭われた方々にはお悔やみとお見舞いを申し上げる次第であります。市をはじめ、除排雪関係者も必死に対策に当たってきているところであり、心よりそのことにつきまして、敬意と感謝を申し上げる次第であります。また、予断を許さぬ状況でもありまして、さらなるご尽力をお願いするものであります。

それでは質問に入らせていただきます。

大綱の1点目は、市政執行方針について、市長にお尋ねをいたします。

1つ目は、びばい未来交響プランを軸とした取り組みについてであります。昨年の激しい選挙を勝ち抜き、市長に就任され、はや7カ月が経過をし、市長として、その間重責を担ってきたところでありますが、まず、これまでの率直なご感想をお伺いしたいと思います。市長を先頭に職員一丸となって厳しい財源のもとに、苦心の中で、予算や事業の編成に当たられてこられたことにつきまして、敬意を表するものであります。市長は、元気という2文字を柱に据え、人づくり、まちづくりを基本姿勢の2大テーマとして、予算をはじめ、掲げる方針、事業において重点的とも言える特筆すべき取り組みについて、その内容をお伺いをいたします。

2点目は、人と情報が行き交い、にぎわいが生まれるまちづくりについてであります。その1つは、産業間連携、振興に関わる地域経済円卓会議についてであります。昨日の同僚議員に対するお答えから、おおよそ理解をさせていただきましたが、市長も最近まで

は民間の立場で深く食にかかわる事業を展開されていたことからしまして、農商工連携、独自産業化の掘り起こしのためにも、また、会議の深みと厚さを増すためにも、ぜひ農業関係者を会議のメンバーに加わっていただくようにすべきと思うところではありますが、いかがでしょうか。また、この会議で出された意見等についても、生かせるものは素早く施策に反映すべきとも思いますが、併せて、お伺いをいたします。

2つ目は、雇用、就労、就職等の対策についてではありますが、長引く不況により、本市を始め、地方経済の落ち込みが激しく、雇用の環境はますます厳しさを増していると感じるところではありますが、市内における雇用状況について、正規、非正規の現状はどのようになっているのか、お教えいただきたく思います。この春卒業を迎える市内の高校、短大、専修学校それぞれの卒業予定者数、就職希望者数、就職内定者数、また市内への内定者数、前年との比較について、そして、世間で言われている内定の取り消し等は起きてはいないのか、その点についてもお伺いをいたします。

3つ目は、公共交通関係についてではありますが、この2月より、市民バス東線の循環バスの実証運行がスタートをいたしました。運行に当たり、当該地区利用予定者に対し、それぞれ説明会を開催してきたと思うところではありますが、特に、東明3区地区や常光寺周辺の方々から労災病院方面に出向く場合、従前より利用しづらくなったとの声が多く聞かれるところでもあります。こうした点から、説明会を通して十分理解を得られるようになっていかなかったのではないかと感じられる

わけでありますから、これらの検証を進め、その上で利用していただきやすい、スムーズな運行に向け、今後どのように取り組んでいくおつもりか、お伺いをいたします。

4つ目は、移住・定住対策についてではありますが、基本的な内容につきましては、先の新聞等の報道や昨日の同僚議員に対するご答弁で理解をさせていただきましたが、これまで、移住・定住の促進について、北海道空知管内の取り組みやその動向、また、本市においても同様の経過についてと、この助成事業に取り組むことに至った経緯やそうしたことを踏まえて、実施に移すことの中での見通しや、特に中古住宅を求める方については、バリアフリー改修の助成金についても、その対象となるのかにつきましても、あわせてお伺いをいたします。

次に、都市基盤整備及び景観、緑づくり等についてであります。中でも、市民生活の安全及び高齢化の進行に伴う対策について、以下4点についてお伺いをいたします。

1点目は、通勤や通学あるいは生活にかかわる路線の安全面についてではありますが、これからのシーズンになるわけではありますが、凍上により、道路面の段差がひどくなり、自転車を始め、高齢者の方々が利用しているカートや手押し車など、毎年危険な状態を招いているところであり、いつ事故が起きても不思議でないと思うのは、私1人ではないのではないかと思うところでもあります。よって、これらの状況をしっかりとご確認をいただき、危険度の高いところから順次速やかに対策をすべきと思いますが、いかがでしょうか。

2点目は、公営住宅の安全についてであり

ますが、東日本大震災の教訓から、日ごろから防災意識を高めていくことはもちろんであります。しかしながら、意識だけではいざというときに即応できるかというところ、なかなかそうはなり得ていないのが現実ではないでしょうか。よって、防災の体制の整備と訓練による習慣づけが必要と考えるところでありますし、また、火災等の被害を最小限にとどめるためにも、消火器等の設置が望まれるところでもあります。これらについて、現状はどうであり、今後の対応策についてお伺いをいたします。

次に、公園における遊具等の管理についてであります。過日、江別市において子供の公園遊具による事故があったところでありますが、本市においては、特に、冬季間の管理体制や事故発生を受けて、どのような対応をされているのか、お伺いをいたします。

4点目は、景観、緑づくりについてであります。この点については、昨年もお尋ねをしたところでありますが、昨年からはスタートしたコミュニティガーデン整備事業についてであります。実施した状況や経過、成果や課題、それらを踏まえた新年度の取り組みについてお伺いをいたします。また、21年度から取り組んできているふるさと森づくりについてであります。22年までは8本程度の植栽というような経過であったと思いますが、23年はどうであったか、また、この事業をしっかりと進めていくためにどのような取り組みが必要なのかについて、改めてお伺いをいたします。併せてふるさと美唄の景観をカメラに収め、美唄百景として内外に紹介する事業も取り組まれているようではありますが、そ

の取り組みの経過と、それに対する応募の状況について、お聞かせをいただきたいと思います。

次に、健康及び福祉対策についてであります。市長も執行方針の中で、市民の健康づくりに向けての取り組みの重要性について説かれておりますが、私もまさにそのとおりと思うところであります。そこで、本市の保健推進における特定検診の動向や市民の健康維持対策について、過去3カ年の受診率や受診者数の推移、そして、これまでの経過についてお知らせをいただきたいと思います。また、最近では肺炎を伴った死亡が増加しているとも言われているところから、美唄市における過去3カ年の死因別死亡者数の状況についても、併せてお知らせを願います。加えて、こうした保健推進事業の取り組みを通して、市民の健康の維持増進に対して、どのような効果が現れているのかも聞かせをいただきたいと思います。

次に、高齢者世帯の見守りについてであります。昨日の同僚議員の質問でもございましたが、年代層に関わりなく、孤独死、孤立死が社会問題となっているところであり、ことに高齢者世帯はその危険度が高いのではないかと心配されるところであります。よって、本市における高齢者世帯や、そのうち独居世帯はどのようになっているのか、それに対する対応や、孤独死の発生は美唄市においてはあったのかについても、併せてお伺いをいたします。また、要援護者のマップづくりも進んでいると思いますが、その進捗状況についても、お聞かせをいただきたいと思います。

次に、行財政運営についてであります。1つ目は、庁議から経営会議へと移行後の状況や成果、そして課題についてであります。民間出身の市長がことのほか思いを持って取り組まれてきた経営会議について、約半年が経過をし、庁内の受けとめ方にも温度差はあるとは思いますが、それなりの成果やまた、課題も見えてきているものと思うところあります。そこで、何点かお伺いをいたしたいと思えます。まず、従来の庁議とはどのような点が違うのか、また、経営会議になってからどのような動き、流れになってきているのか、経過の中で見えてきた成果と課題について、それを踏まえて、今後どのような形で取り組もうとされているのかについて、お伺いをいたします。

2つ目は、市役所内の組織づくりと人材の育成であります。限られた人材の中で、効率的な行政運営の1つの手法として、また、縦割り行政による硬直化を回避し、柔軟性、協調性のある組織づくりの一環として、23年度よりグループ制が本格的に導入されたところと承知をしているところあります。そこで、約1年を経過する中において、察するところ、おそらく試行錯誤の連続であったとは思いますが、取り組みによる成果や課題について、お伺いをいたします。また、職員の配置についても、少数精鋭主義になりつつある現在、さらにその状況が顕著になるのではないかと思うところありますけれども、しかし、市民の行政需要はより多種多様化し、しかも中身はますます複雑、高度化の様相を呈していくのは必定であります。よって、職員の皆さん個々が想像力、企画力、加えてマネジメン

ト力を備えていかなければならないところに来ていたと言っても過言ではないと思えます。そうしたことから、今後職員の人材育成に向け、具体的にどのように取り組まれるおつもりか、お伺いをいたします。

大綱の2点目は、教育行政執行方針についてであります。中でも、小中学校教育について、教育長にお伺いをいたします。

確かな学力、豊かな心の育成及び健康な体について、順次お尋ねをいたします。

まず、学力の向上についてであります。3点ほどお伺いをいたしたいと思えます。1つ目は、22年度においてまとめた確かな学力育成プランの内容とそれを受けた24年度の取り組みについてと、その中で、標準学力検査などの結果の分析による市内の児童・生徒の傾向及び学校間格差の状況とともに、それらに対する対応策について、お伺いをいたしたいと思えます。

2つ目は、23年度より小学校高学年を対象に、外国語活動の実施が示され、取り組まれてきたところと思えますが、これは初めてのことであり、学校現場における戸惑い等の発生などはなくスムーズに進められてきたのでしょうか、この点について、お伺いをいたしたいと思えます。

3つ目は、学習指導要領により、各学年での履修漢字が定められていることから、全国の中において、一部の小学校では、自分の名前を書く際に習った漢字だけ使用させ、よって、平仮名と漢字を混ぜて記載する、いわゆる交ぜ書きについて話題となっているところあります。こうしたことについて、一定の方針を定める必要を説く識者の考えも出され

ているところでありますが、本市における実態はどのようになっているのでしょうか。

次に、心の育成についてであります。これまで、ゆとり教育ということで、その中で心にかかわる部分に力を注ぎ、心身ともに豊かな子供を育てようとのことであったはずですが、授業の時数に追われ、そのあたりが希薄になってきていたのではないかとも思われるところがありますが、ことに道德教育が改めて問われており、本市もその充実に向けて、取り組まれるようになっておりますが、その考え方と進め方についてお尋ねをいたします。

次に、体力の向上についてであります。子供たちの体力については、年々低下していることが危惧されているところでありますから、そうした中で新体力テストにより実態把握に努めるということのようではありますが、体力の向上についても、学力の向上と同様に日常的な取り組みにつなげていかなければ効果が見えづらく、よって家庭や地域と連携を含めた取り組みが必要と考えるところであります。お考えをお伺いいたしたいと思えます。

次に、教職員のふるさと美唄研修が実施されてから、数年経過をするわけではありますが、これまでの取り組んできた経緯と開催時期や参加人数、参加された教員の感想や今後の取り組みについて、どのようにしていくおつもりか、お伺いをいたします。

最後に、先に公園の遊具の管理等について、市長にもお伺いをいたしたところでありますが、学校敷地内の遊具の管理の状況と江別市での事故を踏まえた今後の対応について、お

伺いをいたし、この場からの質問を終わります。

議長内馬場克康君 市長。

市長高橋幹夫君（登壇） 土井議員のご質問にお答えさせていただきます。

初めに、市政執行方針について、びばい未来交響プランを軸とした取り組みについてありますが、初めに、市長就任以後に感じることにありますけれども、市長として重責を担わせていただけてから、既に7カ月が過ぎ、この間、直面している市政の重要課題への対応で苦慮したことは幾度もあったものの、市民の皆さんをはじめ、様々な方々と対話を重ね、ご協力をいただきながら、全力で取り組んでまいりました。また、初の予算編成に当たっては、ふるさと美唄の再生に向けて、未来の子供たちが自慢できるよう、そんなまちを目指し、課題の解決につながるよう、私なりに精いっぱい取り組んできたところでございます。

次に、市政執行に当たっての私の基本姿勢についてであります。厳しい財政状況にあっても、将来への希望が持てるまちの活性化と安全・安心なまちづくりに取り組むことが重要であることから、財政健全化と安全で安心して暮らすことができる賑わいのあるまちづくりの推進を基本に据えた上で、地域特性を生かした人づくりや産業の振興と雇用の創出、さらには交流の拡大などを通じて、「元気な人づくり」「元気なまちづくり」に取り組むことが、新年度の市政執行に当たっての私の基本的な考えであります。

その中で、重点方向とポイントとなる事業についてありますが、まず、「元気な人づく

り」の中の重点方向の1つ目は、総合的な子育て支援であります。新年度の事業としては、西地区の子育て支援センター「はみんぐ」及び「であえーる中央公園団地」とあわせて、東地区においても、地域子育て支援事業を実施し、取り組みの充実を図ってまいります。また、教育環境の向上のため、学校施設の改修等に配慮した予算編成を行ったところでございます。

重点方向の2つ目は、「まちづくりを担う人づくり」でございます。新年度事業としては、道央圏の大学と連携した、人づくりの拠点となる「サテライト・キャンパス事業」を実施してまいります。

重点方向の3つ目は、「安全・安心の確保」でございます。まちづくりを進めていく上で、何よりも優先しなくてはならないのは、市民の皆さんの安全の確保であります。そのため、新年度の取り組みとしては、防災などの危機管理を専門に行う部署を設け、市民の皆さんの自主的な活動と連携を図りながら、さまざまな災害や事故などに備えるため、防災資機材等整備事業として被災時に必要な備蓄品、資器材等を整備してまいります。さらに、既存住宅の耐震化に向けた新たな助成制度を創設いたしました。また、本市の地域医療の確立に向けては、市立美唄病院の今後のあり方を含めた地域医療体制のあり方検討委員会での議論等を踏まえ、安定的な医療体制の確立に向けて取り組んでまいります。

次に、「元気なまちづくり」についてですが、重点方向の1つ目は、農商工連携による地域経済の活性化であります。新年度は、美唄産の農作物を活用した新しい商品開発の

ための取り組みに関し、農商工連携推進助成事業を積極的に推進してまいります。また、販路と販売先の開拓・拡大を支援するため、緊急雇用対策事業として商工業活性化促進事業や地元農産品活用推進事業などを実施し、経済振興と雇用の創出につなげてまいりたいと考えております。

重点方向の2つ目は、本市の基幹産業である農業の振興であります。新年度における農業振興については、生産性の高い農地の整備に向け、平成24年度から開始される国営農地再編整備事業の推進とあわせて、国営換地計画受託事業を実施してまいります。また、食糧備蓄基地構想の推進につきましては、大規模地震が少なく積雪寒冷地であることなど、地域の特性や優位性をPRしながら、大規模災害などの緊急時に食糧の安定供給に貢献する小規模冷温食糧備蓄基地や、省電力とリスク分散を提案するデータセンター等の誘致活動を積極的に推進してまいります。

重点方向の3つ目は、観光・交流であり、広域的な観光振興として、観光や特産品に関する情報の発信を積極的に行うほか、近隣市町との連携を図り、交流人口の増加に努めるため、地域力広域連携チャレンジ事業をさらに推進してまいります。また、市外からの移住・定住の促進を図るため、新たに助成制度を創設して、定住の拡大につなげてまいります。さらに、市内の景気対策として、普通建設事業の確保に配慮した予算編成を行ったところでございます。こうした「元気な人づくり」「元気なまちづくり」を基本姿勢として、ふるさと美唄の再生に向けて、市民の皆さんとともに、人とまちの輝きが増すよう取り組

んでまいります。

次に、「人と情報が行き交い賑わいが生まれるまちづくり」についてであります。地域経済円卓会議についてであります。この会議のメンバーは行政だけではなく、企業・団体、金融機関など、様々な分野でご活躍されている方々の10名から15名程度の委員構成を考えておりますが、農商工連携を推進する上で、農業関係者の方も参加をいただきたいと思いますと考えております。また、ここで出された情報やご意見などは、今後の施策に反映させてまいりたいと考えておりますが、緊急を要するものは、できるだけスピーディーな対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、公共交通についてであります。本年2月から市民バス東線の運行については、新たに、いなほ団地や尚栄高校を經由する便も設け、駅を起終点に、東明通り側からの右回り、旭通り側からの左回りの循環方式による実証運行に取り組んでいるところであります。地域説明会につきましては、昨年の12月、東明生活館など6カ所で開催し、運行路線や運行時間などの説明を行い、運行時間の微調整や時刻表の表記など一部の調整を行い、実証運行に至ったものであり、ご指摘のありました地域住民への説明が不足していた点については、今後とも地域住民などへ更なる説明をしていくことといたします。なお、現在市民バス東線のバス利用者に対し、利用時間帯や停留場の利用実態、運行方法などについて、アンケートの調査を実施しており、その結果を踏まえ、秋ごろをめどに運行時間帯などの見直しを行ってまいりたいと考えております。

次に、移住・定住対策についてであります

が、移住・定住の促進に向けた動きとして、道内における体験移住事業を実施している70市町村の平成22年度の実績では、58市町村に571件1,199名の方が利用し、延べ日数で3万2,009日間、体験移住をされております。空知管内9市町の実績では、60件127名の方が足を運ばれ、延べ日数で3,380日間、体験移住をされているものの、なかなか移住・定住には結びついていないとお聞きしております。本市においては、9件14名の方が利用し、延べ日数で499日間、体験移住をされているものの、他の市町と同様に移住・定住までには結びついていないところであります。北海道移住促進協議会では、移住・定住を検討されている方の傾向といたしまして、道内の様々な地域を訪ね、まちの魅力を肌で感じながら、3ないし4年間、慎重に検討したのち、移住されてくると伺っており、したがって、個々のまちの魅力などについて、さまざまな媒体を通じて発信することが必要であると考えております。移住促進に関する助成制度の創設に当たりましては、平成23年度において、他市町の状況を参考に、美唄らしいものとなるよう、検討を重ねてまいりました。

以上のようなことから、本市の今後の取り組みといたしまして、平成24年度に移住促進事業を創設し、市外からの移住に対して助成を行うことといたしました。この事業の平成24年度の助成件数の見込みといたしましては、住宅を新築された方に対する助成件数を5件、中古住宅を購入された方に対する助成件数を5件と見込んでいます。この制度とあわせて、住宅バリアフリー改修促進助成制度も活用可能であることから、これま

で、本市に短期滞在された方や、電話、ポータルサイトピパなどを通じて問い合わせをされた方への周知はもちろんのこと、ホームページなどを活用した情報発信により、移住・定住の促進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、都市基盤整備及び景観・緑づくり等についてであります。冬期間の道路凍結に伴う融雪時の段差につきましては、現地調査により土のうを設置し、通行の確保を行っておりますが、段差が著しく、広範囲にわたり改修が必要な場合は、路盤改良を行うなどの段差の解消に努めているところでございます。今後におきましても、車両や高齢者の方々の通行に支障のないよう、地域の方々の意見を伺いながら、対応してまいりたいと考えております。

次に、公営住宅の安全対策につきましては、火災や自然災害等の突発的事態に即応し、地域の住民が安心して安全に生活できる環境づくりに取り組むため、また、住民一人一人の防災意識の向上を図る上で、市営住宅についても防災体制の確立が必要と考えており、昨年8月には、美唄警察署、自衛隊などの協力のもと、ゆたかニュータウンで防災訓練を実施したところであります。今後も、自治会などとの連携を図り、訓練の実施に向け取り組んでいきたいと考えております。

次に、住宅用火災警報器の設置につきましては、昨年まで全戸に設置が完了しており、消防法に定める団地供用部分の消火器設置についても、管理及び法定点検を毎年実施しているところであります。また、消火器の設置につきましては、火災予防上設置が望ましいこ

とから、今後、自主的に設置していただけるよう、入居者の方に周知してまいりたいと考えております。

次に、公園遊具等の管理につきましては、定期的に点検を行い、必要に応じ修繕や補修を行うほか、老朽化の激しい遊具については、更新するなど再整備を行い、安全性の確保に努めているところであります。冬期間の管理については、月に1回程度、職員が園内を巡視しておりますが、今回、2月28日に江別市内の公園で発生した複合遊具による事故を受け、3月1日に現地調査を行い、3月2日から3日にかけて、同様の遊具には安全テープを張るなど、立ち入り禁止の措置を講じており、今後におきましても、巡視を行い安全管理の徹底に努めてまいりたいと考えております。

次に、コミュニティガーデン整備事業につきましては、東3条通の北1丁目から南2丁目までの2地区をモデル地区とし、隣接する3町内会の皆さん、延べ33名が参加し、植樹帯8カ所約57メートルにマリーゴールド等349株を植栽し、この事業について広報メロディーで紹介したところでございます。成果といたしましては、この事業を推進することにより、景観の向上と緑化意識の高揚につながったものと考えております。また、課題といたしましては、対象となる地域や団体の選定に時間を要し、植栽の時期が遅れたこともありましたので、今後はできる限り早い時期に準備を行い、適切な時期の植栽と新たな対象地区を増やしていくよう努めていきたいと考えております。

次に、ふるさとの森づくりににつきましては、ふるさと美唄に愛着を持っていただくことを

目的に、市民や団体などが主体となり記念植樹を行うため、平成 21 年度から市が旧東明閣跡地を提供しているもので、本年度は卒業記念や転出の記念に 2 件の申し込みがあり、ツツジ 3 本とエゾヤマザクラ 1 本の植樹をしていただいたところでございます。この事業を多くの人に知っていただくため、昨年 4 月から市のホームページ及び広報メロディーに参加への案内や紹介記事を掲載したところでございます。今後におきましては、多くの市民や市にゆかりのある方々が、ふるさと美唄に対する愛着心を持っていただけるよう、東京美唄会や各種団体への紹介のほか、イベントなどさまざまな機会を通じ、積極的な PR に努め、ふるさと美唄の多くの方が訪れる交流の場となるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、びばい百景につきましては、平成 20 年度から美唄の持つすぐれた景観を掘り起こす取り組みとして、「あなたのお気に入りの美唄の風景を」という内容で、広報メロディーやインターネットを通じて公募しており、昨年度までに 13 景を選定させていただきました。今年度につきましては、プロの写真家を招いて写真講座を開催したこともあり、およそ 20 景の応募が見込まれております。

次に、保健及び福祉対策についてですが、美唄市の国民健康保険における特定検診の受診率、直近の 3 カ年について申し上げますと、平成 21 年では受診率 12.9%、受診者数 724 名、平成 22 年では受診率 25%、受診者数 1,378 名、本年度 1 月末現在では、受診率 21.2%、受診者 1,315 名となっております。保健センターで実施しているヘルシード

ックのほか、市内の医療機関でも受診を受けることができる個別健診を開始したことにより、受診者数が増加しております。健診結果により、糖尿病の有病者や予備群を減少させることを目的として、生活習慣を振り返り、改善していただくよう保健指導も行っているところでございます。

次に、保健事業の取り組みと市民の健康維持への効果についてであります。市では、各種がん検診や健康教育をはじめ、健康づくり組織の育成支援などのほか、生活習慣病予防として、上・西美唄健康まつりや高齢者の閉じこもり予防として、茶志内やすらぎ会など、地域の課題に応じた取り組みを進めております。これら保健事業の取り組みを通じて誕生した健康づくりサークルが、総合体育館などを利用して自主的に運動を通じた健康づくりに取り組んでいるほか、ヘルシーウォーキングや講演会などの各種事業にも、多くの方々に参加されるなど、市民への関心が年々高まってきているものと考えているところでございます。

次に、高齢者世帯の見守りについてですが、本市における孤独死の状況について、美唄警察署に照会いたしました。公表していないことから実態把握はできていないところでございます。また、市内の独居高齢者数は、平成 23 年 10 月 1 日現在、高齢者世帯 6,835 世帯のうち 2,815 世帯で、41.2%がひとり暮らしの方であり、年々増加しております。これまで市では、体調異変や緊急時の連絡を迅速に行う緊急通報装置の設置や配食サービスによる安否確認を行っているほか、地域では、民生児童委員の訪問や町内会による声かけな

ど、日常的な見守りにより高齢者の孤立化防止を図っており、今後、地域包括支援センターをはじめ、関係機関や地域との連携による高齢者の見守り体制づくりを一層進めてまいりたいと考えております。

次に、要援護者マップ作成事業の進捗状況についてであります。昨年 10 月に対象者 1,977 名に調査票を郵送し、現在まで 1,456 名から回答があり、回収率は 72%となっております。追加提出分が残っているため、最終的には 1,500 名前後になると見込まれております。今後の調査をもとに作成する要援護者マップにつきましては、民生児童委員の日常活動などに活かされるほか、災害時において市の情報提供を待たずに迅速な安否確認をするための基礎資料になることなどから、有効に活用してまいりたいと考えております。

次に、行財政運営についてであります。経営会議についてであります。経営会議は、全市的な視点及び地域経営の観点から、課題に迅速かつ戦略的に対応することを会議の基本理念としております。その目的として、1 つ目は、縦割り組織の壁を越えた情報の共有化を図ること、2 つ目は、部長がマネジメントリーダーとして、組織マネジメント能力の向上を図ること、3 つ目は、責任の所在を明確化することにより、政策目標の実現や改革改善に向けた取り組みにつなげることであります。

従来の庁議との違いについてであります。私は、経営会議は市の最高決議機関として、民間会社でいう取締役会を想定していることから、これまで以上に各部間の連携を密にしながら、活発に議論を行い、政策目標の実現

に向けて実施していくとともに、会議結果の概要については、市ホームページに掲載して、市民の皆さんとの情報共有にも努めているところであります。内容といたしましては、各部の業務の執行状況や市民や地域から寄せられた要望等の報告並びに各部間で連携を要する事業の協議を行いながら、全庁的な情報の収集や共有により、課題解決に向けてのアイデアを出し合うことで、重要な方針及び施策等の最終的な意思決定を行っているところでございます。今後の課題としては、会議時間がどうしても長時間に及ぶことから、会議ごとに事前に議論をすべきテーマの絞り込みを行った上で、効率的かつ十分な議論を行いつつ、内容を深め、課題の解決につなげていくことであります。

次に、組織づくりについてであります。昨年 4 月に本格導入したグループ制につきましては、各課とのヒアリング等をもとに検証した結果、迅速な意思決定や繁忙期の応援体制などの実現、協業意識の向上など、一定の効果が認められた一方、少人数による 1 課 1 グループでの効果、グループリーダーになっている主幹と主査の役割、グループ間や部・課の間の連携などの課題が残ったところであります。今後、これらの課題を整理して、改善していくこととしております。

次に、職員の人材育成についてであります。地域主権改革の推進や少子高齢化の急速な進行など、地方自治体を取り巻く環境が大きく変化する中、これからの職員には危機感やスピード感を持ち、施策を企画、実行していく能力が求められております。このため、平成 24 年度におきましては、これまでの各種

研修に加え、民間企業が有している経営感覚や専門的ノウハウを習得、交渉力、コミュニケーション能力の向上のため、民間企業などから研修講師を招請するほか、民間企業等への短期の派遣研修についても検討してまいりたいと考えております。

次に、厳しい財政運営下における市民との協働についてであります。厳しい財政状況のもと、将来に向けて希望の持てるまちの活性化と安全・安心なまちづくりに取り組んでいくためには、市民の皆さんのご協力のもと、連携や協働によりびばい未来交響プラン第6期美唄市総合計画の着実な推進を図ることが必要であります。このため、積極的な情報の発信に努めるとともに、まちづくり地区懇談会や自治組織代表者会議など、可能な限りさまざまな場面で市民の皆さんと正面から向き合い、問題意識を共有して、地域の課題解決につなげていくなど、協働のまちづくりを推進してまいります。また、市の財政状況につきましては、毎年、予算の概要や財政状況説明資料を広報紙やホームページでお知らせしておりますが、現在、市の予算を家計簿に置きかえた資料を作成しているところでございます。今後とも市民の皆さんにわかりやすく市の財政状況をお知らせするよう努めてまいりたいと考えております。

なお、雇用・就労・就職対策については、商工交流部長から、過去3年の死因別死亡者数の推移については、保健福祉部長から答弁させていただきます。

私からは以上です。

議長内馬場克康君 商工交流部長。

市川商工交流部長 雇用・就労・就職対策

等について、私から答弁をさせていただきます。はじめに、雇用形態別従業者についてありますが、平成20年度と平成23年度の市の調査を比較しますと、正規職員の割合は、平成20年度64.1%、23年度51.4%で12.7%の減。パートタイマーでは、20年度18.8%、23年度32%で13.2%の増。臨時・季節労働者では、20年度17.1%、23年度16.5%で0.6%の減となっております。

次に、この春卒業を予定する市内新規学卒者の2月期における就職内定状況についてありますが、美唄尚栄高校が卒業予定者91名のうち、就職希望者は47名、うち35名は就職が内定しており、うち10名は市内で、内定率は74.5%で、昨年同期との比較で15.3ポイント上回っております。美唄工業高校は、卒業予定者62名のうち、就職希望者は45名、うち42名は就職が内定しており、うち2名は市内で、内定率は93.3%、昨年同期との比較で、13.9ポイント上回っております。専修大学北海道短期大学は、卒業予定者139名のうち、就職希望者は34名、うち19名は就職が内定しており、うち1名は市内、内定率は55.9%で、昨年同期との比較で3.6ポイント上回っております。北海道中央コンピュータ・カレッジは、卒業予定者19名のうち、就職希望者は16名、うち就職内定者は8名で、市内の就職内定者はなく、内定率は50%で、昨年同期との比較で2.9ポイント上回っております。なお、それぞれの学校において、内定取り消しとなった方は現在いないと伺っているところでございます。

以上でございます。

議長内馬場克康君 保健福祉部長。

中川保健福祉部長 過去3カ年の死因別死亡者数の推移につきましては、私から答弁させていただきます。主要死因別死亡者数についてであります。平成19年から21年までの3カ年で申し上げますと、平成19年と20年はいずれも1位が悪性新生物、2位が心疾患、3位が肺炎、4位が脳血管疾患、5位が不慮の事故の順で、平成21年は1位が悪性新生物、2位が心疾患、3位が脳血管疾患、4位が肺炎、5位が不慮の事故の順となっております。

悪性新生物については、平成19年は116人で、そのうちに、39歳以下が1人、40歳から69歳が30人、70歳以上が85人、平成20年は97人で、そのうち40歳から69歳が25人、70歳以上が72人、平成21年は122人で、そのうち39歳以下が1人、40歳から69歳が27人、70歳以上が94人となっております。

心疾患については、平成19年は67人で、そのうち40歳から69歳が9人、70歳以上が58人、平成20年は61人で、そのうち40歳から69歳が8人、70歳以上が53人、平成21年は59人で、このうち39歳以下が1人、40歳から69歳が10人、70歳以上が48人となっております。

肺炎については、平成19年は42人で、そのうち40歳から69歳が4人、70歳以上が38人、平成20年は56人で、そのうち40歳から69歳が5人、70歳以上が51人、平成21年は45人で、40歳から69歳が5人、70歳以上が40人となっております。

脳血管疾患については、平成19年は39人で、そのうち40歳から69歳が5人、70歳以上が34人、平成20年は49人で、そのうち

40歳から69歳が5人、70歳以上が44人、平成21年は57人で、40歳から69歳が12人、70歳以上が45人となっております。

不慮の事故については、平成19年は22人で、そのうち39歳以下が3人、40歳から69歳が6人、70歳以上が13人、平成20年は10人で、そのうち40歳から69歳が4人、70歳以上が6人、平成21年は14人で、40歳から69歳が3人、70歳以上が11人となっております。

以上でございます。

議長内馬場克康君 教育長。

安田教育長（登壇） 土井議員の質問にお答えいたします。

教育行政執行方針について、小中学校教育についてであります。昨年度まとめた確かな学力育成プランは、子どもの学力向上のため、全国学力・学習状況等調査や標準学力検査の結果をもとに分析し、現状と課題を明らかにして、学校、家庭・地域とともに学力向上のための取り組みや施策をまとめたものであります。その内容は、学習意欲を高め、学習習慣を定着させるため、事業の工夫改善や家庭学習の時間をふやすこと、読書習慣を身につけるため、学校での朝読書や家庭において読書時間を設けること、教職員研修の充実や教育環境の整備を促進することなどです。平成24年度については、公開研究指定校の拡充による教職員研修の充実、家庭学習の習慣化を目指した「家庭学習の手引」の発行、学生ボランティア事業を活用した長期休業期間中の学習支援など、確かな学力育成プランの着実な実施を進めてまいります。

次に、本市の子どもたちの学力の状況とその対

応についてですが、現在行っている学力検査等の結果において、小学2年生は全国平均を上回っていますが、小学5年生では全国平均を下回り、その後中学3年までに全国平均に近づく傾向となっております。児童生徒の学力調査等の結果は、学校の序列化や過度の競争にならないよう配慮しながら公表することとしており、各学校では子どもの実態に応じて「学校改善プラン」を作成し、授業の工夫改善や放課後などで個別指導に取り組んでいるところであり、また、さまざまな課題を抱えた児童生徒に対応するため、学校と連携を図り、適応指導教室での指導やスクールソーシャルワーカーによる相談業務を通して、その課題の解決に努めているところであります。

次に、外国語活動についてであります。小学校5・6年生の担任が年間35時間の外国語活動を行ない、そのうちおよそ6割の授業で外国人講師を活用しており、すべての学校において円滑に行えております。また、中学校の英語教師が校区内の小学校に出向いて授業を行ない、児童や教師の興味、関心が膨らんだことから、今後も小中学校で連携を図ることが大切であると考えております。

次に、履修漢字についてであります。各学年で習う漢字は「学年別漢字配当表」に示されており、当該学年より後の学年で習う漢字や、それ以外の漢字については、振り仮名をつけるなど児童の学習負担に配慮して実施できるものであります。本市においては、お話のありました「まぜ書き」にかかる具体的な指導はありません。

次に、心の教育についてですが、学校にお

いては、道徳の時間をはじめ、すべての教育活動の中で道徳教育を行うものであり、社会のルールや規範を学ぶこと、命の大切さや相手を思いやる心を育てること、ともに支え合うことの大切さや豊かな感性をはぐくむことと同様に、人間性豊かな心を育成することとしております。教育委員会としましては、命の大切さにかかる児童生徒の社会的事象について、全校集会や学級活動において考えさせる指導を行ってきており、また、子供たちによる明るく楽しい学校づくり・仲間づくりのための「美唄市こども地域会議」を進めてまいります。

次に、家庭や地域との連携による体力の向上についてであります。体力調査により、本市の子供たちの走力や持久力、敏捷性については全国より低下していることから、各学校では、体育の授業やスキー、水泳などの施設を活用した運動を通して、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、「一校一実践」による体力向上に向けた取り組みなどを行うほか、「ジュニア・チャレンジスクール」や「ヘルシーマラソン」などのだれでも参加できる体育的事業を通して、健全な体力の育成を図ってまいります。

次に、ふるさと美唄研修についてであります。この研修は、平成20年度から実施しており、従前からの新入教職員研修の内容を充実し、対象教員枠の拡充も図りながら組み立て直したものであり、教職員に本市の状況をよく理解してもらう事で、授業や地域とのかかわりに活かされるよう実施しているところであります。研修の内容は、市内各所の地名の由来や特徴について学ぶ講義と、その年々

でテーマを設定し、施設を見学するフィールドワークにより、夏期休業中を活用し1日日程で行っているものであり、例年30名前後の参加により実施しているところです。本年度は、農業をテーマに、美唄尚栄高校の食品加工の実態や宮島沼の「ふゆみずたんぼ」の取組み、雪蔵工房の冷熱エネルギーの利用に関して研修したところであり、研修後アンケートを実施しており、参加者からは「内容に関して良かった」「社会科の授業に役立てたい」との感想や「今後は美唄の歴史や産業などについても学習したい」との意見も寄せられているところであり、今後ともこれらを参考とし、内容の刷新を図りながら、生活に密着した歴史や産業、文化の理解につながるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、遊具の管理の実態についてですが、幼稚園、小学校の遊具については、教職員が随時、敷地内の安全確認を行うとともに、子供たちへの冬期間の生活安全についても適時注意を行っているところであり、この冬の大雪に対応しては、通学路の安全確保に合わせ、危険箇所の点検についても繰り返し指導を行うよう指示したところであり、

以上でございます。

議長内馬場克康君 13番土井敏興議員。

13番土井敏興議員 それぞれご丁寧にご答弁をいただきましたが、改めて何点か質問をさせていただきたいと思っております。

まず、市長にお伺いをさせていただきたいと思っております。1つ目は、雇用関係についてです。調査結果からも、大変残念ではありますが、正規の雇用が減少しパートなどの

非正規雇用が増加をしていることが明白になってきているわけであり、経済状況の傾向からして、一段と厳しい状態が続くことが予想されるわけであり、それを看過することなく、やはり行政としても、何らかの支援策を講じていかなければ、本当に働きたくても働くことが出来ない、そういうことにもつながりかねないのではないかと思うわけであり、そのあたりについてのお考えがあれば、お伺いをさせていただきたいと思っております。

また、本市の基幹産業である農業にかかわる方々も高齢化が進み、体力の低下とともに、労働力を外部に依存をしなければならない、そういう状況も生まれてきております。ただ、業種の性格上、季節性があり、競合することによって、なかなかその確保というものが難しくなっている現状でありまして、これらについても、できれば、何とか対策をしていくことが必要と考えます。と言いますのは、農業というのは、先ほど申し上げましたように基幹産業でありますから、ここから今、農商工連携という形の中で、すそ野を広げていく、その源にあるわけです。この源に元気が出ないと、6次産業化に向けても非常に難しいステップになっていくのではないかと考えているところであります。この辺について、ぜひともお考えをいただければと思っております、お伺いをさせていただきます。

次に、就職状況につきましては、前年より好転をしている、そういう様子が今ほどのご答弁の中で感じられたところであり、少しほっとしているところではありますが、しかし、一方、専修短大やコンピュータ・カレッジにつきましては、内定率が少し上がったとはい

えども、50%台ということで、決して素直に喜べる状況ではないと考えるところであり、関係者のさらなるご努力にご期待を申し上げるところであります。

また、市民バス関係についてであります。特に、高齢化が進んでいる地域であり、きめ細やかな対応が望まれるところでもあります。かかわる関係職員の方々には大変なことと思いますが、利用されやすい体制を構築していくために、時刻表等についても、利用者にわかりやすい内容に一層の工夫をお願い申し上げ、これ2点につきましては要望とさせていただきます。

次に、健康対策についてであります。お答えをいただきました数字の中にありますように、特定健診の受診率についても、少し上がってきたとはいえ、まだまだ全体から見ると、数字的には低いものと受けとめざるを得ないところであり、また、主要な死因別におきましては、悪性新生物、これは「がん」というふうに言われていると思いますが、このたぐい、あるいは心臓系、それから脳疾患、肺炎がいずれも上位を占めているという事がここで示された訳であります。示された数字からしますと、高齢になるほどいずれも多くなるという結果が出ているようであります。殊に、肺炎につきましては、その度合いがやはり高齢化に向かっていくほど、非常に大きな数字となってあらわれていますし、先ほどお尋ねした中のご答弁でも、高齢者世帯の中の40%以上が独居世帯であるということからして、ますますこういったことについて意を配していかなければならないのではないかと私は考えるところであります。市民の健康維

持対策として、やはり早期発見と予防に向けて、啓発や周知を通じて、しっかりと意識づけを図っていくことが重要であると考えるところであります。よって、高齢者に向けてはですね、予算を伴うことではあります。一定の年齢層を対象に、肺炎球菌ワクチンの接種をできるだけ早い時期に実施を行い、また、罹ったとしても症状の緩和に効果があると聞いておりますから、ぜひ私は取り組むべきでないかと考えるところですが、いかがでしょうか。

また、がんにつきましても、若い世代から関心を持ってもらうような取り組みも私は必要ではないかと考えるところであり、例といたしまして、長野県のある自治体では成人式の折に、新成人に対してピロリ菌検査を行っている、それで非常に、対象者からも好評であり、そして、ピロリ菌の検査を受ける率も高いと出ていたのを記憶してるところであります。このような取り組みをはじめ、心の健康づくりを含めて、市民全体の健康に対する意識の底上げが、極めて大事ではないかと思うところでもあります。今後、今申し上げました市民の健康づくりについて、どのように進められるおつもりなのか、お考えがあればお伺いをしたいと思います。

次に、行財政における組織づくりと人材育成についてであります。先ほどのご答弁によりますと、グループ制について課題もあらわれたところであり、その課題解決に向け、具体的にはどのように取り組まれるのか。また、グループ制はもちろんであります。1、2年先には大量に退職者の方が出ると聞いてございますが、そういったことを考えますと、

部制のあり方についても、やはり、ここに来て農商工連携をはじめとする組織にある中でも、横断的な業務も非常に増大をしてきていると、私も感じ取っていますので、できる限り早期にしっかりと見直しや再編について検討すべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。その辺についてもお考えあれば、お伺いをしたいと思います。

人材の育成についてであります。職員数が漸減している現状の中で、ますます職員皆さんの個々の資質の向上というものが求められているところであると思いますが、研修を通して、錬磨をしていくことも大切であります。一方では、みずからの自助努力も求められるところだと思うわけであり。そうした自己啓発等も含め、どのように取り組みを進められるのか、この点についてもお伺いをしたいと思います。

次は、教育長にお伺いをいたします。1つは学力の向上についてであります。これまで数年かけて標準学力検査などの分析を進め、子供たちの学力向上に向けて取り組んできたところの結果についてであります。内容として、全国の平均に近づいているのかどうか、もし、そうなるところまで至っていないとするならば、課題はどのあたりにあるのか、その辺について、お伺いをしたいと思います。

2つ目は、昨年からはまった外国語活動についてであります。本市においては、先ほどのご答弁の中では順調に推移をしているというようなお答えであったと思いますが、それらの授業数の約6割を外国人講師が受け持っているというお話でもございましたし、残

りを担任の先生が行うというようでありましたけれども、その授業において、どのような指導内容となっているのか、その辺についてお伺いをいたしたいと思います。

議長内馬場克康君 市長。

市長高橋幹夫君 土井議員の質問にお答えいたします。

初めに、雇用対策についてであります。雇用の環境が一段と厳しくなっていることから、先の調査結果からも明らかになった通り、市内の労働環境をいかに守るかは大きな課題と受けとめておりますので、市といたしましても、雇用環境が少しでも改善されるよう均衡待遇・正社員化推奨奨励金や既卒者育成支援奨励金など、雇用に関する国や道による各種の支援制度について、積極的に情報提供するほか、企業誘致の推進など、雇用創出に向けた取り組みについて努めてまいりたいと考えております。

また、農業者の高齢化に伴う労働力不足は、本市の基幹産業でもある農業を守るためにも大きな課題としてとらえております。このため、美唄市農協において農業者の労働力不足に対応した「無料職業紹介事業」により、求人情報の提供が行われていると伺っておりますので、この事業を含め、市といたしましても農業者の求人と仕事を求める方への情報伝達がよりスムーズなものとなるよう、関係機関と協議を行ってまいりたいと考えております。

次に、市民の健康づくりについてであります。初めに、肺炎球菌ワクチンについては、国の予防接種部会において、予防接種のあり方について検討が行われており、今後につい

ても国の動向を見きわめながら、市としての考えを早急にまとめてまいりたいと考えております。また、ピロリ菌検査については、国のがん検診の指針に定められていないことや、現在も有効性についての研究が進められていることから、今後、国や他自治体の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、健康づくりについては、市民の皆さん一人一人が積極的に健診を受診するなど、みずからの健康に関心を持つとともに、運動や食生活などの生活習慣を改善し、病気の発生を未然に防止する対策が重要であると考えております。また、心の健康づくりについては、市民の皆さんとともに、改めて考える機会を持つため、本年2月に講演会を開催したところであり、今後におきましては、岩見沢保健所をはじめ、関係機関と連携を図りながら、適切な支援につなげていくための仕組みづくりを進めてまいりたいと考えております。更に、市民の健康意識を向上させるためには、普及啓発活動に努め、ライフステージに応じた様々な健康づくり事業を実施し、多くの市民に参加していただけることが重要であると考えております。このため、今後におきましても、美唄ヘルシーライフ計画の理念を踏まえ、市民や関係団体と連携を図り、市民の健康水準の向上を図ってまいりたいと考えております。

次に、組織づくり、人材育成についてであります。グループ制の課題に対する具体的な取り組みにつきましては、現在、新年度に向け検討作業を行っているところでございます。また、組織の見直しにつきましては、今後十分に検討してまいりたいと考えております。

す。人材育成につきましては、高い見識の醸成と自己研さん、自己啓発を行えるよう、様々な研修や職場での実務能力の向上のための環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長内馬場克康君 教育長。

安田教育長 土井議員の質問にお答えいたします。

小中学校教育についてであります。学力の向上については、小学2年において、国語・算数とも全国平均を上回っており、中でも国語の「読む力」は、「話す・聞く力」「書く力」などに比べ、各年度とも高くなっております。また、算数は「図形」において、「数と計算」「量と測定」に比べ各年度とも高くなっております。この2年生の状況は、1年生での指導の成果とともに、就学前の読み聞かせ指導や施策などを進めてきた成果であると考えております。小学校5年生は、全国平均を下回るものの、算数では「数と計算」は他の領域より高く、全国平均と同程度となっており、基礎力をつける繰り返し学習を進めてきた成果とこのように考えております。中学校では、国語・算数とも全国平均まで向上してきておりますが、全国学力・学習状況等調査の状況から、小中学生とも知識・技能等を実生活のさまざまな場面で活用する力が低いことが挙げられます。このことから、各学校では調査等の結果を分析し、児童生徒の実態に応じた指導方法の工夫・改善や学習内容の定着のため繰り返し学習を進めるとともに、家庭における学習習慣の定着に努めていくこととしております。教育委員会としましても、授業力・

専門性の向上を図る教職員研修や長期休業期間中における学習支援として、学生ボランティアの活用、家庭学習や家庭読書をすすめるためのパンフレットの配布などを行うとともに、各学校が設定する学校改善プランの取り組みが一層進むよう指導してまいりたいと考えております。

次に、外国語活動についてであります。外国語を通じて言語や文化について体験的理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成や外国語の基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養うことを目的としております。このため、週に1時間程度の授業において、外国人講師によるあいさつや自己紹介などのコミュニケーション、歌やゲーム、クイズなどを取り入れた、意欲や関心を高める活動などを行っており、文部科学省が作成した英語ノートの活用により、指導内容が分かりやすく、児童が興味を持って授業に参加できるカリキュラムとなっております。

以上でございます。

議長内馬場克康君 13番土井敏興議員。

13番土井敏興議員 1点だけ改めて市長にお尋ねをさせていただきたいと思っております。

健康増進の関係についてですが、先ほどのご答弁でもおよそのところは理解をさせていただいたところでありますけれども、先ほど申し上げましたように、やはり、高齢化が非常に加速度的に進んでいる状況を考えますと、肺炎球菌等のワクチンについても、国の動向を見てというお答えがあったところであります。予算を伴うと言いながらも、やはり、この点については出来る限り早期に取り組ん

でいただくことが市民にとっても安全・安心につながると同時に、健康の維持に向けて、私は行政としての役割を果たす必要があるのではないかと、今感じているところであります。この辺におきまして、重ねてのお尋ねになることは恐縮でありますけれども、お聞かせをいただきたいと思います。

それから、もうひとつは、新成人のピロリ菌の検査につきましても、これはどの程度費用を必要とするのか、私もよく承知をしていますが、出来るだけ早期に取り組んでいただけることが、若い世代から健康に対する意識づけにもなっていくのではないかと強く感じるところですので、お考えがあれば、再度で恐縮ではあります。お伺いをさせていただきたいと思っております。

議長内馬場克康君 市長。

市長高橋幹夫君 土井議員の質問にお答えいたします。

初めに、高齢者の肺炎球菌ワクチンについては、接種年齢、接種費用の負担など、市の考え方を早急にまとめ、さまざまな角度から実施に向け、検討していきたいと考えております。

次に、ピロリ菌検査につきましては、先ほども申したとおり、引き続き国の動向を注視してまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長内馬場克康君 次に移ります。2番長谷川吉春議員。

2番長谷川吉春議員(登壇) 平成24年第1回定例会にあたり、大綱4点について市長

並びに教育長にお尋ねいたします。

民主党の野田内閣は発足して半年になりました。しかし、1月25日に行われた国会での施政方針演説の内容は、税と社会保障の一体改革の名による社会保障改悪、消費税増税を前提としたものでした。国会での衆議院予算委員会は、今日3月8日に、来年度予算の締めくり質疑を予定しております。民主党、自民党の両党が今日の衆議院予算委員会で採択して本会議緊急上程すると合意しております。野田首相は増税しなければ社会保障は維持できないと脅かしさえすれば、国民が消費税増税を受け入れるとでも思っているのでしょうか。一体改革の名で年金も医療も介護も軒並みに改悪しながら、社会保障の財源だと言って消費税増税を押し付けても国民には通用しません。もともと消費税は社会保障の財源としては最も不適切な最悪の大衆課税です。消費税頼みをやめ、大型公共事業などのむだを省き、大企業や大資産家に応分の負担を求め、応能負担の原則で財源を確保すべきであります。財界の要求だけに耳を傾け、消費税増税以外は考えることができないという首相では政府を率いる資格が問われます。こうした厳しい情勢は、様々な形で地方自治体を圧迫し、市民生活にも大きな影響を及ぼさずにはいません。

今回の定例会に当たって、高橋市長は市政執行方針の中で、「人を元気に まちも元気に 光輝く美唄へ」を標榜し、その実現のため取り組む決意を改めて表明されました。しかし、その実現の大きな障害になっているのが、増税や社会保障の改悪による市民生活の一層の圧迫という国の政策にあることも明らかであ

ります。国の悪政から市民生活を守る防波堤の役割を果たす地方自治体や首長の責任は大きなものがあると思いますが、高橋市長がその責任を果たすことを期待するものであります。

最初に、市長にお尋ねします。大綱質問の1点目は、地域医療の体制の確立についてであります。この問題は、昨日の同僚議員の質問がありましたが、できるだけ重複を避け質問させていただきます。その1点目は、総合病院の具体的な内容についてであります。市民が安心して暮らすことのできるまちの第1番に上げるのが、地域の医療体制がどうなっているのかであります。過日の新聞報道によれば、美唄市地域医療の在り方検討委員会が開かれ、その席上で、市の側から1つの総合病院を中核とした医療体制に移行するという方針が示されたという記事が掲載されています。私は、昨年12月の第4回定例会において、地域医療の在り方検討委員会の検討の方向として、地域医療のあり方については、その方向性について検討委員会に白紙委任するのではなく、市としての考えを提示することが必要であること、また、多くの市民が救急医療や人工透析が市立病院がなくなることで受けられなくなるとすれば大変なことになる、市立病院はなくさないでほしいという市民の声を反映したものでなければならぬということ提起しました。新聞記事を見た多くの市民からは、市立美唄病院と労災病院脊損センターと統合するのではないかと、その場合、救急医療や人工透析はどうなるのかという不安の声も多く聞かれます。市民は統合してもしなくても、安心して命を預けられる医療体

制を望んでいるわけですが、1つの総合病院が具体的にどのようなものなのか、お尋ねいたします。

その2点目は、今後のスケジュールについてであります。検討委員会は、引き続き開かれていくと思いますが、どのようになっていくのかお聞きいたします。

大綱質問の2点目は、福祉行政についてであります。その1点目は、要援護者マップ作成事業についてであります。ことしの1月20日、札幌の白石で40代の姉妹が姉が病死、妹が餓死するという大変ショッキングな事件が発生しました。姉は白石の福祉事務所に3度にわたって生活相談に行きましたが、生活保護にはなりません。この事件は、テレビで報道特集として全国放送されました。今、全国的に見れば、孤立死が各所で発生しており、全道の自治体で高齢者や障がい者の生活実態の調査を行っています。今回の白石の事件の後、市民の中からも美唄ではこうしたことが起きないのだろうかという声も聞かれましたが、私は、そうした市民には美唄では昨年11月、12月に高齢者、障がい者に対する要援護者マップを作るため、民生児童委員の皆さんが全市的に取り組んでいることをお話ししますと、市民は安心していただけですが、お聞きしたいことの1つは、その対象者をどのように選定したのか、また、その人員、人数はどれだけになったのか、その2つ目には、この事業に取り組んだ結果どのようなことが判明したのか、3つ目は、孤立死に陥るような状況にある人がいたのかどうかであります。

2点目は、介護報酬の改定及び在宅介護の

変更についてであります。4月から介護報酬が改定され、また、在宅介護についても変更されることとなりますが、1つには、平成24年度の介護報酬の主な改定内容についてお聞きいたします。2つには、在宅介護サービスの主な変更の部分についてお聞きいたします。

3点目は、生活保護申請時の対応についてであります。今回の白石での事件で、テレビの報道特集でも生活保護申請時における白石の福祉事務所の対応が大きな問題になりました。振り返ってみますと、25年前の1987年1月23日に、同じ白石で30代の母親が3人の子供を残して餓死するという悲惨な事件が発生しています。この場合も、この母親は何度も白石の福祉事務所に生活保護の申請に行きましたが、認められなかったものであります。当時のマスコミは福祉事務所の冷たい仕打ちが人を殺すとして大きく報道されました。新聞報道などによりますと、白石では市の職員の中にできるだけ生活保護を受けさせないという風潮があると言われております。今回のことがきっかけとなって美唄市の福祉事務所での対応がどうなっているのかということが地域の中で話題になっています。そこでお聞きいたしますが、本市においては、生活保護の申請時にはどのように対応しているのか、また、平成23年度中の生活保護の相談件数と保護開始の世帯数などがどのようになっているのか、お聞きいたします。

大綱質問の3点目は、道路行政についてであります。道路は市民生活にとってなくてはならないものであります。お聞きしたいことの1点目は、現在各所で進められている道路工事の進捗状況であります。 国道12号線

について、 道道美唄富良野線について、
道道砂川・奈井江・美唄線について、 道道
美唄富良野線、旭通について、 道道開発茶
志内線についてであります。

2点目は、橋梁のかけかえ工事の進捗状況
についてであります。 月形大橋について、
開発橋についてであります。

大綱質問の4点目、教育行政について教育
長にお尋ねいたします。その1点目は、尚栄
高校の総合学科の特色ある取組みについてで
あります。美唄高校と美唄工業高校が統合し、
総合学科を取り入れた尚栄高校が発足して1
年になります。この間、学校側としては、総
合学科の特色を生かした教育内容に取組み、
また、生徒たちもメロディー3月号の表紙に
ある様な生活デザイン科の取組みや美唄市の
農産物を生かした食品加工の取組みなどの
活動も伝えられていますが、全体として見る
ならば、必ずしも子供たちや保護者にとって、
魅力のある学校なのかという思いがあるわけ
であります。総合学科というのは、道教育委
員会の高等学校再編計画による美唄高校と美
唄工業高校の統合のための口実だという市民
もおりますが、そうした批判を払拭できてい
ないのが現状ではないかと思うわけでありま
す。総合学科の高校は子供たちや保護者にと
って本当に魅力のある学校なのか、また、そ
の特徴を生徒や保護者にしっかり伝えるなど
の周知活動はどのように取り組んできたのか、
お聞きいたします。

その2点目は、尚栄高校の入学出願状況に
ついてであります。平成23年度の入学選抜に
よる入学者数と平成24年度の入学選抜試験
に対する出願状況についてお聞きいたします。

その3点目は、中学校での武道の取り入れ
についてであります。新学習指導要領によれ
ば、平成24年度から中学校の教科科目として、
武道を取り入れるとありますが、その目的は
何なのか、また、美唄としてはどういう取組
みをしようとしているのか、さらにまた、指
導経験のある教員の配置など、指導に向け、
どのようにお考えなのかお聞きいたします。

以上、この場からの質問を終わります。

議長内馬場克康君 長谷川議員の質問に対
する理事者の答弁は、今後からといたしたい
と思います。

午後1時まで休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 開議

議長内馬場克康君 休憩前に引き続き会議
を開きます。

長谷川議員の質問に対する理事者の答弁か
ら入ります。

市長。

市長高橋幹夫君（登壇） 長谷川議員の質
問にお答えいたします。

初めに、地域医療体制の確立について、総
合病院の具体的な内容についてであります。が、
検討委員会で議論された中の、1つの総合病
院、いわゆる中核となる病院を中心とした医
療提供体制づくりにつきましては、限られた
医療資源を最大限生かし、市民の皆さんが安
心できる医療を安定的に提供していくことが
重要であります。このため、基本的な方向と
して、内科系から外科系に至るまで、多様な
医療ニーズに的確に対応できる医療機能を有

し、市内医療機関との連携を始め、近隣中核病院などとの連携窓口病院となるほか、一定の政策医療も担う中核病院を中心とした持続可能な医療提供体制作りを目指す必要がある、という考えからまとめたところです。なお、本検討委員会は、市内の病院の統合を前提に議論しているものではありません。

また、救急医療体制の確保、人工透析治療の提供については、検討委員会において地域内に確保すべき医療として位置づけているところであります。

次に、今後のスケジュールについてですが、3月末に開催する検討委員会において、最終的な方向性をまとめたいと考えております。この方向性をまとめた後、これに基づき安定的な医療体制の確立に向けて、関係機関とも協議しながら取り組むこととしており、市立病院の今後のあり方等も含めて、方向性を示してまいりたいと考えております。具体的なスケジュールにつきましては、第3回目の検討委員会において協議いただき、決定してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、地域医療を取り巻く現状については、解決すべき課題が多くありますが、市民の皆さんが安心して暮らしていくことができる地域医療体制の構築に向けて取り組んでまいります。

次に、福祉行政について、要援護者マップ作成事業の取り組みについてですが、災害等発生時の要援護者の安否確認及び避難支援を迅速に行うための、基礎的な情報を整備するものであります。調査対象者は、施設に入所されている方を除き、障がい者では身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福

祉手帳の所持者。高齢者では、要介護3以上の認定を受けている方といたしました。調査方法は、民生児童委員が聞き取りによりアンケート調査を行い、調査対象者以外でも調査時に高齢者のひとり暮らしなど、擁護が必要と思われた方についても追加登録しているところであり、調査対象者数は、2,137名となりましたが、民生児童委員の確認により、転居や亡くなられた方も含まれていたため、実際の調査対象者は1,977名となっております。現在までの回答状況につきましては、1,456名、72%となっておりますが、追加提出部分がまだ残っているため、最終的には1,500名前後になると見込まれます。

なお、マップは現在作成中ですが、今回の事業を通じ、民生児童委員と地域とのつながりが図られたことや、市の対象者に含まれていなかった方も民生児童委員の聞き取り等により追加できたことは1つの効果と考えており、今後もさらに必要に応じ登録更新を続けてまいります。

なお、さきに札幌の白石区で起きた、姉妹の不幸な事件を通じ、新聞等で各市の取り組みが紹介されていましたが、本市においては、要援護者マップ作成事業と別に、職員による調査を実施いたしました。調査の結果では、孤立する状況にある知的障がい者はいなかったところですが、今後とも支援体制を整備する必要があると考えております。

次に、介護報酬の改定及び在宅介護の変更についてですが、平成24年度の介護報酬の改定では、介護職員の処遇改善の確保、物価の下落傾向、介護事業者の経営状況を、地域包括ケアの推進等を踏まえて、在宅サー

ビスが1%、施設サービスが0.2%の、合わせて1.2%のプラス改定になっております。改定の内容といたしましては、介護サービス提供の効率化、重点化と機能強化を図る観点から各サービス間の効果的な配分を行い、施設から在宅介護へ移行を図ること、在宅サービスやリハビリテーションなどの自立支援型サービスの強化を図ること、介護職員の処遇改善を確実にを行うため、事業者が人件費に充当するための加算を行う、などの見直しがされたところでございます。

また、今回の制度改正では、在宅サービスの充実を図るため、日中夜間を通じて、1日複数回の定期訪問と、随時の対応を介護と看護が一体となって提供する24時間地域巡回型訪問介護サービスや、小規模多機能型居宅介護と訪問介護の機能を有した複合型サービスが新たに創設されたほか、訪問リハビリテーションや通所リハビリテーションの要件緩和や、訪問介護の時間区分の見直しが行われたところでございます。なお、創設された24時間地域巡回型訪問介護サービスと複合型サービスについては、現在のところ本市でのサービス提供の予定はございませんが、今後利用者ニーズや事業者の意向等踏まえながら検討していきたいと考えております。

次に、生活保護申請時の対応についてであります。保護相談のために来庁される方は、さまざまな理由により今後の生活に不安を感じ、来られることから、生活保護制度の周知を始め、受給要件、権利や義務等についても懇切丁寧に説明すると共に、申請権の侵害や、誤解の受けることのないよう、きめ細かな対応に心がけているところでございます。

また電気やガス等のライフラインの現状確認のほか、必要に応じ、他の制度の活用についての助言を行っているところであり、今後とも関係部局や民生委員等の連絡、連携体系の充実に向け取り組んでいくよう努めてまいります。

なお、平成23年度2月末までの相談件数は137件、そのうち保護開始となった世帯数は49世帯となっております。

次に、道路行政について、美唄市内における道路工事の進捗状況についてであります。国道12号の4車線拡幅工事につきまして、茶志内地区で進めてこられた美唄拡幅は、平成元年度に事業着手し、全延長約7.2キロメートルのうち、未整備でありました約1.6キロメートルが昨年12月までに供用開始され、今年度で完成となりました。

また、三笠の道の駅付近から進徳地区間、約6.3キロメートルで進めております峰延道路は平成19年度に事業着手し、これまでに測量設計や用地買収を進め、今年度は、岩見沢市岡山地区では盛土工事、峰延・光珠内間では用地買収などを行い、平成23年度末見込みの進捗率は、事業費ベースで約13%となっており、来年度の予定としては、引き続き盛土工事や用地買収などを行いたいと考えております。

次に、道道美唄富良野線につきましては、延長56.6キロメートルのうち約47キロメートルが平成22年度までに完成しており、進捗状況は事業量ベースで約83%となっており、平成23年度以降、幌子道路約5キロメートルと、スキー場から美唄ダムまでの約5キロメートルがそれぞれ未整備区間となっております。

全開通までには一定の期間を要すると伺っております。

次に、道道砂川・奈井江・美唄線につきましては、平成 18 年から、市道かえで通から道道美唄富良野線までの延長約 1.45 キロメートルに着手し、延長約 1.1 キロメートルが平成 22 年度までに完成しており、進捗状況は、事業量ベースで約 76%となっており、道道側の未整備区間約 0.35 キロメートルは、平成 24 年度に完成する予定と伺っております。

次に、道道美唄富良野線、旭通につきましては、平成 23 年 7 月に道道美唄富良野線の区域変更により道道に昇格し、9 月から区域測量が実施され、平成 24 年度には、道路整備に向けた事業認可申請を行うと伺っております。

次に道道開発茶志内線につきましては、平成 16 年度から国道 12 号から市道北沼・茶志内西 4 線付近までの約 2 キロメートルに着手し、平成 22 年度に完成しており、未整備区間の市道北美唄・中村西 7 号線までの延長約 2 キロメートルについては、今年度から用地測量等を行っており、今後も計画的に整備を行うと伺っております。

次に、橋梁の架け替え工事の進捗状況についてであります。月形大橋につきましては、平成 16 年度に工事着手し、平成 22 年度末の進捗状況は、事業費ベースで約 60%となっており、平成 24 年度に上部架設を完成させ、平成 25 年度に取付道路を整備し、供用開始する予定と伺っております。

次に、開発橋につきましては、平成 22 年度に工事着手し、橋台 2 基、橋脚 1 基を今年度上部架設を実施しており、平成 24 年度に取付道路を整備し、供用開始する予定と伺ってお

ります。

以上でございます。

議長内馬場克康君 教育長。

教育長安田昌彰君（登壇） 長谷川議員の質問にお答えします。

初めに、教育行政について、美唄尚栄高校の総合学科の特色ある取り組みについてであります。美唄尚栄高校の教育内容については、「文理・教養」「メカトロ・エンジニア」「情報通信マネジメント」「デザイン」「フード」の 5 種類の系列を持つ総合学科となっており、平成 23 年度入学の 1 年生は、国語・数学・保健体育など、必修科目中心の学習のほか、進路への自覚を深め、将来の職業生活の基礎となる知識などを身につけ、学習の方向性を考える「産業社会と人間」について学んでいるところであります。2 年次以降は、必修科目や総合的な学習の時間のほか、1 年生で学んだ内容に基づき、系列の選択科目などについて、生徒一人一人が希望する進路や興味・関心に応じた科目を選択し、授業計画を立て学習が進められるもので、1 年目の科目である「産業社会と人間」において、進路に向けた検討の時間が十分設けられている事や、系列の隔てなく興味や関心に応じた科目の選択が可能なのが大きな特色となっております。

美唄尚栄高校では、管内の中学校を訪問し、これらの特色を含めた目指すべき学校像について、進路指導担当者などに説明すると共に、保護者説明会など、各中学校とともにやってきたところであります。また、地域に対しても、学校便りや、ポスターの掲示などにより、広く周知に努めてきたところであります。

教育委員会としましても、広報メロディーにより美唄尚栄高校を紹介すると共に、グリーン・ルネサンス推進事業の中で、小中学校との農産品加工による交流などにも取り組み、子供達や保護者などに美唄尚栄高校の理解が深まるよう努めてきたところであります。

次に、美唄尚栄高校の入学出願状況についてであります。平成23年度入学者数については、募集人員200名に対し、入学者148名となっております。このことから、平成24年度においては、4間口160名での募集となり、出願変更後の2月28日現在で推薦入学内定者7名のほか、111名の出願となっているところであります。

次に、中学校における武道の導入についてであります。新学習指導要領では、我が国の伝統的な武道を学ぶことにより、我が国の文化や伝統を尊重することはもとより、これからの国際社会において、世界に生きる日本人としての誇りや自信を身につけることを目的として、履修が義務づけられたものであります。

本市では、武道の導入にあたり、市内中学校長や体育指導教諭との協議の中で、剣道は防具の管理が難しく、衛生面や竹刀の適切な管理に課題があること、相撲は土俵など設備に関する課題があることなどが挙げられ、新学習指導要領の中でねらいとされている「攻防の展開」も踏まえ、高校での取り組みが多い柔道について、導入することとしたところであります。

次に、指導体制についてであります。北海道教育委員会では、指導にあたっての基本的な考え方や指導案などを示すと共に、授業

に携わる体育担当教諭に対する研修会の実施や、北海道柔道連盟や北海道警察などに対し、市町村教育委員会や中学校などから、外部講師としての依頼があった際の協力を要請するなど、安全に指導が進められよう体制の整備に努めてきたところであります。

以上でございます。

議長内馬場克康君 2番、長谷川吉春議員。

2番長谷川吉春議員 この場から何点かについて、再質問させていただきます。

1点目ですが、総合病院の問題です。地域医療という問題で、市民の皆さん方が一番心配しているのが、市立病院だけが行っている救急医療体制の問題、透析の問題、そうしたことがどうなるのかと、心配されています。一時は、市立病院が無くなるのではないかと、わさが広がり、そうなった場合、透析を受けている患者さんが砂川、あるいは岩見沢に行くようになるのだろうか、そうした病院では受け入れ態勢があるのだろうか、そういう事がいろいろ話題、心配事として市民の中で話し合われています。今回の、検討委員会の議論の中では、救急医療体制の確保、人工透析治療の提供については、検討委員会において地域内に確保すべき医療として位置づけていると、先ほどのご答弁がありました。そうすると、この地域内に確保されるということであれば、市民はそれなりに安心するのですが、同時に具体的にどういう形で確保されるのか、例えば、市立病院をこのまま存続させて、その中で確保していくということになるのか、ほかの形で確保するということになるのか。いろいろ市民が心配されているわけですが、その点について具体的に考えがあれば、お聞

きいたします。

2つ目ですが、先ほどのご答弁の中で、内科系から外科系に至るまで、多様な医療ニーズに適切に対応できる診療機能を有する中核病院を中心とした医療提供体制を作るということをご答弁がありました。だとすれば、一定の診療機能を確保するという上でも、欠かせないのが何と言っても医師の確保だと思います。その点について、医師の確保の見通しも含めた対策について、どのようにお考えなのかお聞きいたします。

次に、今後のスケジュールの問題ですが、地域医療を考えていく上で、市内にあるさまざまな医療機関との話し合いが必要と思いますが、そうした中で、美唄市内の中で大きな診療機能を持っている労災病院せき損センターとの話し合いは欠かせないものだと思います。今後のスケジュールを考えていく上で、せき損センターとの話し合いをどのように進めていこうとしているのか、その点についてお聞きしたいと思います。

次に、要援護者マップの作成事業の取り組みです。これは災害時の対応になるわけですが、いざというときに支援が必要な人の調査でしたが、そうした中で、災害とかがあった場合に、支援が必要な人たちに対して、どのように対応していくのか、ということでお聞きいたします。

次に、市内の民生児童委員の方々が調査に当たったわけですが、美唄市には確か平成19年からあったと思いますが、地域応援チームというのがあります。そのチームと今度のマップ作成作業での、お互いの連携、情報交換などがあったのか、お聞きいたします。

新聞報道では、例えば白石の姉妹の事故の後、道の方から孤立生活者に対する調査を各市町村に依頼をするかどうかを検討されているようです。そうした調査の依頼が道の方からあったのか、その点についてお聞きいたします。

次に、介護報酬の改定の問題です。4月1日から介護報酬が改定されたり、在宅介護が変更されるという事になっておりますが、ひとつお聞きしたいのは介護報酬の改定の目的の1つに、介護職員の処遇改善ということが挙げられています。この点について言えば、前回介護報酬が改定されたときにも介護職員の処遇の改善ということがうたわれております。しかし、実際問題として、職員の人たちに、介護に携わっている人たちにお聞きしますと、あまり改善されていない、ということをお聞きしています。今度また、処遇改善ということが言われておりますが、果たして実効性があるのかということで、お聞きいたします。

それから訪問介護の部分ですが、これまでよりも時間区分が見直しされるということになっておりますが、心配なのが、それで十分な介護を受けられるのかどうなのか。これまでも、例えば1時間とか30分とか、限られた時間の中で本当に行き届いた介護、心のこもった介護、そういうものが十分だったのか。介護を受けている人たちから意見をお聞きすることもあります。時間区分ということで、時間が細かくされることによって、行き届いた介護が十分に行われるのか非常に心配されております。その辺のところをどのようにお考えになっているか、お聞きいたします。

それから、今度の在宅介護の変更という部分で、要件緩和という問題がありますが、その要件緩和によって訪問サービス、あるいは通所サービスが受けられなくなるということがあるのか、その辺をお聞きいたします。

次に、生活保護の申請の問題ですが、先ほどのご答弁で、市民が相談窓口に来た場合に、親切丁寧に説明しているという事ですが、市民にすれば、福祉事務所の中に入っていくのは、ある意味では大変勇気の要る、非常に緊張している人もいます。こうした中で、対応している職員の人たちのいろいろな話が十分に理解されない、理解できない場合も間々あります。お互いの言葉のやりとりの中で、受け取り方が不十分なのかどうか分からないですが、相談に行ったら「相談行ったけども生活保護を受けられなかったんだ」という話もよく聞きます。先程のご答弁では、平成23年度で、この2月末までで言えば、相談に来られた方が137人、その中で生活保護を認められた人が49人ということで、相談件数の4割までになっていないのです。37～8%ぐらいだと思いますが、非常にパーセントとしては低い数字だと思います。本当に相談に来た人たちの親身になって、相談に乗っているのかどうか、市民の方々からのご意見をお聞きしますと、必ずしも市民の方ではそうした受けとめ方をしていないということも、間々あります。そういう点で、相談に対しては、懇切丁寧にということ、基本きちっとしていかないとならないと思います。相談の時に具体的な問題で言えば、例えば、相談に行ったときに就職あっせんといいますか、市の方から「こういう仕事の紹介が来ている

から、行ってはどうですか」という紹介があり、それに応じて相手の企業のところに行ったら、条件が全然違うと言うことで、わざわざ交通費をかけて行ったにもかかわらず、空戻りして帰って来るということが間々あるのです。そうしたことの無い対応は出来ないのかどうかということをお聞きいたします。

それと併せて、求職活動あるいは生活保護申請の時に、場合によってはお医者さんの診断書が必要なこともあります。「体の具合が悪いから働けないんだ」ということであれば、当然診断書も必要な場合があります。就職活動の交通費、病院に行くときの交通費あるいは病院へ行って診断書をもらう場合の文書料、そういうものがどうなるのかという事です。

「お金が無いから生活保護を受けたい」と行ったけれども、その為に診断書が必要だと言われても、診断書をもらうためのお金がない、病院にも行かない診断書ももらえない。そうすると、生活保護を申請出来ない問題にもなっていきます。私はその場合には、交通費あるいは診察、診断書の文書料、そういうものを支給する必要があるのではないかと思います。その辺のところのお考えを聞きいたします。

次に、道路行政への問題です。地域各所で道路工事が始まっていて、早いところは今年中に、あるいは来年完成というところもありますが、ひとつ気になるのが道道砂川・奈井江・美唄線です。この道路は、砂川の空知太の方から真っすぐ美唄まで、裏通りと言ったらおかしいですが、結構観光シーズンなど12号線が混む時には非常に有効な大事な道路です。この道路が今、道道美唄富良野線に向か

って工事中になっており、完成した場合に、そのまま真っすぐ南に向かうと、東5条通、和田公園のところの道路になるんですが、非常に狭い感じがします。道路が完成すれば、当然交通量も多くなると思うので、それに対する安全対策などをどのようにお考えなのかお聞きいたします。

もう1つは、東5条通と旭通の交差点に、片方には天理教の教会があって、その反対側にコンビニがあり、そこに一時停止の標識があります。ちょうど一時停止の標識が道路の方に、ぐっと中に入ってるみたいな感じを受けるんです。道路用地だとか民有地との関係でどうなのかわかりませんが、この一時停止の標識をそこから2、3メートル東寄りの電柱の所まで寄せられないのかどうか。そうすると、かなり広がります。そこには一時停止の標識と併せて、多分水道だと思いますが、標識というかポールが立っております。その一時停止と水道の標識を、電柱のところまで2メートルから3メートルくらい寄せられないのかどうか、ぜひ検討してほしいと思います。

次に、教育長にお尋ねします。尚栄高校の総合学科ということで、これまで特色ある取り組みに取り組んでこられたわけですね。先ほどのご答弁の中で、入学者数が段々と減ってきてるとも言われました。平成23年度では148名、平成24年度これまででは118名と、かなり減っております。私は、去年の第1回定例会でも尚栄高校の特色ある教育、総合学科ということで質問しました。そのときの質問では、そうした特色ある学科、学校だということだが、子供たちや保護者にとって、魅

力ある学校なのかどうかお聞きしました。その時に、平成22年度における美唄高校の入学者数と美唄工業高校の入学者の合計と、平成23年度の尚栄高校の入学者数ではどうか、とお聞きしますと、23年度総合学科になった方が入学者数がぐっと少なくなっています。そうすると、特色ある総合学科とは言っても、果たしてそれが子供達や保護者にとって魅力のある学校なのか、いろいろ私自身、疑問を持っております。

そうした中で、やはり平成24年度の各学校に対する入学出願で言えば、三笠の高校、岩見沢の農業高校の食品化学などは、非常に競争率が高いんです。三笠では2倍になっている。それから、農業高校の食品科学では1.4倍ということで、非常に応募者数が多いのです。私は職業という部分で、もっと明確なイメージが、アピールしていく上で必要ではないかと思えます。職業教育を、もっと前面に出していく必要があるのではないかとということと、系列あるいはカリキュラムの見直しなど、検討していく必要があるのではないかと考えますが、教育長のお考えをお聞きいたします。

それから、中学校の武道の導入についてですが、先ほどのご答弁では、中学校では柔道を、剣道や相撲等あるけれども美唄では柔道を取り入れていきたいということで、ご答弁がありました。この問題が出てから、やはり保護者の中から1番心配されているのが、子供たちがけがをするのではないかと、ということです。確かに一般的に言えば100%けがのないスポーツというのはあまり無いのかもしれない。それでもやはり、スポーツの中で

も特に格闘技の場合は、けがの率が非常に高いのではないかと思います。今日の新聞報道によれば、道の教育委員会が発表していますが、新年度から中学校で必修化される武道のうち、危険性が指摘されている柔道について、7日の道議会一般質問で、札幌市を除く道内の公立中学、高校で2006年度から10年度まで柔道による3週間以上のけがや事故が計12件あり、そのうち1件は生徒に重い後遺症が残ったことを明らかにした。道教委によると、12件の内訳は授業中、部活中が各6件。このうち、2008年には空知管内の高校の女子生徒、当時16歳が部活動の試合中に大外刈りをかけられて、後頭部を打ち四肢麻痺と高次脳機能障害の後遺症が残ったということです。道教委等によると、道内中学の7割が柔道を選択する予定だが、教員の指導力不足などを指摘する声が教育現場や保護者から上がっている。道教委健康体育課は、事故につながる危険性が高い大外刈り等の投げ技についての指導力、指導方法を具体的に説明した資料を本年度中に学校に配布し、事故防止を徹底したいという。これが今日の新聞の記事です。これを見ても、柔道というのは、他のスポーツに比べてけがの率が非常に高いものだと思いますし、子供たち、あるいは保護者が心配されていますが、これに対する対策といたしますか、方策をどのようにお考えなのか、お聞きいたします。

次に、柔道となると当然柔道着を用意しないといけないのですが、どのように対応するのか。それから、もう1つ、柔道が教科科目になりますが、その場合に病気とかけが、そうした健康上の理由でなく、特別な事由によ

って武道の授業をしない、あるいは参加できない生徒の取り扱いがどのようになるか、その辺のところのお考えをお聞きいたします。

議長内馬場克康君 市長。

市長高橋幹夫君 長谷川議員の質問にお答えいたします。

初めに、救急医療と人工透析であります。救急医療体制については現在、市内の医師会などの協力を得て、市立病院が救急受入病院として実施しておりますが、市立病院は医師確保など様々な課題がある事から、持続可能な救急の体制の確保に向けて今後どうあるべきか、検討委員会において議論を行っているところであります。また、人工透析治療の提供については、高齢化の進展や、患者の身体的負担を考慮すると、地域内に確保すべき事業であると考えており、安定的に地域内において提供できるよう、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、医師確保についてであります。地方を取り巻く医療環境は、地域偏在による医師不足や大学からの派遣停止などによって、見通しは極めて厳しい状況にあると認識をしております。このため、医師確保に向けては、検討委員会などの議論を踏まえて、地域全体の医療体制の方針を明らかにし、北海道や関係機関との連携を図りながら、大学医局などへの要請活動を引き続き行うなど、全力で取り組むことが必要であると考えております。

次に、労災病院せき損センターとの話し合いであります。本市の限られた医療資源を最大限生かすためにも、今後の地域医療体制のあり方を検討するに当たっては、労災病院せき損センターを初め、市内医療機関との協

力は極めて重要であると考えております。このため、労災病院せき損センター院長にも、検討委員会の委員に就任をいただき、検討を重ねているところであります。今後においても、関係する医療機関としっかりと協議をしながら、安定的な医療体系の確立に向けて、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、要援護者マップ作成事業についてありますが、支援が必要な方に対する今後の対応については、災害発生時に安否確認が出来なかった方や、支援を必要とされる方について、地図上に要援護者とその情報が表示されるため、災害発生周辺の方でない、その地域の地理に詳しくない方でも地図を頼りに支援を必要とされてる方や、その近隣に行き、安否確認や支援をすることが出来ます。現地での確認支援は基本的には市職員が対応することとなりますが、地図情報には支援を必要とされる方の障がいの程度等、必要な情報と一緒に印刷できるため、データ確認時に支援が必要な方の必要なもの、車いすや手話通訳、人手などを検討でき、災害規模などによっては、他の地域、あるいは他市町村からのボランティアの方など、地理に不案内な方でも、対応できるシステムとして考えております。また、災害時以外にも、要援護者マップの情報を活用しながら、民生児童委員と連携を図り、必要な対応をしてまいります。

次に、要援護マップ作成時における、市の地域応援チームとの連携については、当初より民生児童委員との連携を考えていたため、連携はございませんでした。

また、北海道からは、孤立生活者の調査の要請はなかったものの、札幌市などで知的障

がい者が孤立死した問題を受け、市では市内の知的障がい者で、孤立する可能性がある方について独自調査を行ったところでございます。

次に、介護報酬の改定であります。介護職員の処遇改善に関する見直しについては、これまでの介護職員処遇改善交付金相当分を介護報酬に反映させるため、介護職員処遇改善加算が創設されたものであり、事業者の積極的な取り組みにより、給与水準の向上を含めた処遇改善が図られているものと考えております。次に、訪問介護の時間区分見直しでは、これまでの30分以上60分未満と、60分以上の2区分が、20分以上45分未満と45分以上の2区分に変更をされており、利用者ニーズに合わせた適切なケアマネジメントに基づき、必要なサービス提供がなされるものと考えております。

次に、リハビリテーションの要件緩和については、訪問リハビリテーションでは、リハビリの指示を出す医師の診察が、これまでの1カ月以内から3カ月以内に変更されたことにより、サービスがより受けやすくなるものと考えております。なお、通所リハビリテーションについては、リハビリテーションマネジメント加算などの見直しにより、一部、利用者負担が増える場合があるものと考えております。

次に、保護相談時の求職活動に関わる対応についてであります。保護相談に来られた方には自己の能力の活用や、生活保護上の補足制の原則を説明の上、就労が可能な方については、自己の能力に見合った就労先の確保について助言を行っているところであります。

が、就労に関する具体的な情報については、ハローワーク等を通じ、企業からの情報に基づいて提供しているものであり、雇用の機会を均等に与えるため、男女別などの情報は出していないと承知しております。また、面接相談時の職員対応については、相手の立場を理解し、態度、言動も含め、相談者に誤解や不信感を与えることのないよう、今後とも留意の上、対応してまいりたいと考えております。

次に、保護相談時点での交通費等の支給についてであります。求職にかかわる交通費や通院者への診断書料、通院移送費などについては、支給対象とはなっていないところであります。

次に、東5条通の安全対策についてでございます。道道砂川・奈井江・美唄線が平成24年度に完成することにより、交通量が増えることも予想されることから、今後歩行者の安全対策について、さらに検討してまいりたいと考えております。また、東5条通と旭通の交差点の安全対策につきましても、現地を確認すると共に、美唄警察署を初め、関係機関と十分に協議をして参りたいと考えております。

以上でございます。

議長内馬場克康君 教育長。

教育長安田昌彰君 長谷川議員の質問にお答えいたします。

初めに、美唄尚栄高校についてでございます。美唄尚栄高校は現在スタートしてまだ1年であり、今後さらに生徒や保護者そして地域に対して、総合学科の特色や学校の具体的な活動を伝えていくことができるものと考え

ており、教育委員会といたしましても、引き続き美唄尚栄高校との連携を密にし、できる限りの支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、中学校における武道の導入についてでございます。柔道の実施に当たっては、危険を想定した中で、安全性に十分配慮しながら進めていく必要があります。北海道教育委員会や関係団体との連携により、指導体制の充実に努めていくこととしており、このため、体育担当教諭に対し、北海道教育委員会が実施する研修会を積極的に受講させると共に、美唄柔道連盟との連携による外部講師の導入を進めてきております。

また、今後におきましても、北海道教育委員会に対し、研修機会の充実や安全な指導に向けた指針を求めると共に、体育担当教諭が柔道少年団の指導を視察する機会を設けるなど、柔道連盟との連携の充実を図り、指導体制の向上に努めていくこととしております。

柔道着につきましては、保護者負担の軽減に配慮し、教育委員会で購入して各学校に必要な数を配備し、生徒に貸与して実施することとしております。また、特別な理由により授業に参加できない場合については、授業として実施する武道はスポーツの一種であることや、武道を実施することの教育的意義や目的について十分説明をし、理解を求めると共に、評価に際しましては、必要に応じて見学やレポート等の提出など代替措置を講じるなど、できるだけ弾力的な履修方法を工夫することとされているところでございます。

以上でございます。

議長内馬場克康君 2番、長谷川吉春議員。

2番長谷川吉春議員 1点だけお聞きいたします。

生活保護を申請するとき、就職活動、求職活動あるいは病院の診断書をもらうときの診断書料、交通費、それが支給の対象になっていないということでした。

しかし、実際に例えば「今お金がない、体の具合も悪い、だから生活保護を受けたい。」そういう時に、本当に体がどの程度悪いのかということになると、やはり医者や診断書が必要だと思えます。だけど、その診断書をもらうためには交通費もかかるし、診断書をもらう手数料もかかりますが、そのお金がないということになると病院に行くこともできない。そうすると生活保護を受けることはできなくなってしまいます。実際そういう問題が、今まで美唄の中で起きているかどうかわかりませんが、私がたまたま目にするだけで言えば、福祉事務所に入っていきの一人で行くのはなかなか勇気がいるから一緒についてくれ、時々こんな話があって、一緒に職員の人たちともお話を聞くことがあります。その中では、診断書がなければどうしても申請を受けられないという話はなかったのです。だから、診断書が無いから生活保護は受けられませんよという事例は、私自身としては、経験はしていない。だけど、実際にお金がないから病院に行かれない、だから診断書を受けられない、それで生活保護を受けられないと言うことがもしあるとすれば、やはりこれは大きな問題だと思えます。

これまで、例えば白石の問題にしても、テレビのインタビューで、福祉事務所の職員がインタビューに応じて、色々お話ししておりま

す。生活保護の申請を受け付けていない、相談に乗れなかった、という具合にインタビューに答えています。だから申請そのものを受け付けていないのです。生活保護を申請して、それが生活保護に該当するのかなのかということは、申請を受けたその後の調査で、はっきりします。保護を認めますとか、あるいは認められませんとなるのですが、申請そのものを受けない、受けていない。

最初の1回目の発言でも申し上げましたけれども、新聞等などの報道では、白石の福祉事務所の職員の中には、生活保護を受けさせない、そうした風潮が強いんだということが報道されております。

今言ったような、例えば病院へ行く交通費あるいは診断書料を支給の対象にしないことが、申請を受けない、受けられない、言い方が悪いですが、ひとつの方策、そういうものであってはならないと思えます。私は申請時であっても、法的にはいろいろあると思えますが、そういう面での方策、弾力的な運用、あくまでも市民の本当に困窮している状態を救済するという立場からすれば、交通費あるいは診断書料も支給の対象にしていく必要があると思えますが、その辺のところもう一度お伺いいたします。

議長内馬場克康君 市長。

市長高橋幹夫君 長谷川議員の質問にお答えいたします。

通院に関わる移送費や就職活動に伴う交通費の支給についてでありますけど、面接相談の段階での移送費やあるいは交通費、それらの支給については現行の生活保護上、支給の対象になっていないところでございます。

しかしながら、保護が確定するまでの間、社会福祉協議会において応急生活資金の制度がありますので、その制度を活用していただくよう、お知らせをするなどして対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長内馬場克康君 次に移ります。1番、倉本賢議員。

1番倉本賢議員（登壇）平成24年第1回美唄市議会定例会に当たりまして、大綱5点について市長及び教育長にお伺いをいたします。

大綱の第1は、市の職員の適正配置についてであります。近年我が国においては、経済見通しの明るい予想がなかなか見えない中、人口の減少傾向や高齢化が進み、社会保障制度の大幅な見直しが国民負担の増ということであわせて議論されています。これまでも既に介護保険制度や後期高齢者医療制度など、社会保障制度が大きく変わってきているところでありまして、そのことは地方自治体における業務も極めて大きな負担が求められていることと考えているところでございます。加えて、国や地方自治体の慢性的な借金財政運営は、将来の国民、市民生活に大きな不安を生じさせています。国においては、社会保障の見直しと増税の議論の中で、国家公務員の人件費削減や国会議員定数の削減などが大きな政治課題となっておりますが、美唄市はもちろんのこと全国の多くの地方自治体においては、既に財政健全化の名の下で、大幅な給与独自削減や職員定数の削減が進められている現状がでございます。

美唄市におきましても、平成18年3月に美

唄市定員適正化計画が策定されております。当初、5年間のこの削減計画では、削減計画数34人でありましたが、これを2年前倒しで達成したとあります。達成という表現が私にとっては、これはどんな努力で達成したのか多少疑問があります。そして、2年前倒した結果、平成20年度には平成17年度の実人員426人から45人減の381人となり、改めて平成22年度までの間に32人の上積みを行い、平成22年度においては、359人の実人員となりました。そこで、引き続き平成23年4月には第2次的美唄市定員適正化計画が策定され、平成27年度までの間にさらに20人の削減を行うという、計画策定であります。この計画の趣旨に「危機的な市の財政状況において、これまでのまちづくりのあり方や枠組みを抜本的に見直し、持続可能な行財政構造を確立する」とありますが、私には人件費削減という目標数値が先行し、行政サービスの専門性や質を全く軽視し、市民生活への影響を十分考えてはいないものではないかと考えるところでございます。

そこで、平成23年度における職員数の増減について、今年度でございます。平成22年度退職者数と平成23年度新採用数などを含めて、具体的な実績の内容、及び平成23年4月に行った欠員不補充対策について、どのような対応を行ったのか、お聞かせをいただきたいと思っております。

次に、定年前早期退職者と再任用制度についてであります。まず、定員適正化計画にも大きく影響する、定年前早期勧奨退職であります。この制度により退職される職員は、それぞれの人生設計や生活設計をより充実させ

るためには、大いに生かされているものと考えているところがございますけれども、過去5年間におけるこの定年前退職の制度利用の定年年齢までの早期年数別に実績をお聞かせください。あわせて勸奨をどのように行っているのか、具体的な内容もお伺いをいたします。

これは、この制度について、昨年9月決算審査特別委員会でもお聞きをいたしました。現状は凍結している、ということであります。実質的に制度があるにも拘らず、制度の趣旨さえ無視している実態ではないのでしょうか。自治体職員の労働条件は国家公務員に準ずるという大きな基本があります。国家公務員を始め、道職員や近隣自治体では、しっかりと再任用制度に取り組んでいる。このような実態にも関わらず、美唄の凍結という扱いは、真剣にこの制度を運用する職員配置や組織運営、そして市内の働く人たちの労働条件に美唄市の職員の労働条件が与える影響、これを全然考えてはいないのではないかと、大変疑問に持つところでございます。

さらに、国家公務員においては、共済年金の支給開始年齢が平成25年度までに全員65になる。こういう制度が既にございますが、このことによる国家公務員の定年延長が公務員改革でも話題となり、そして課題となり、議論されていましたが、本年2月28日の報道では、高い給与水準が維持される定年延長では、総人件費の膨張が避けられない。そして、この延長は見送られ、政府は公務員らが加入する共済年金の支給開始年齢が2013年度から65歳に段階的に引き上げられるのに合わせ、同年度から再任用制の拡充を目指すと報

道がございました。

年金制度の改正に伴う就労と収入確保は、民間企業でも喫緊な課題であり、市内事業所においても、既に一部従来から再雇用の制度を持っている事業所もございしますが、市内の働く人たちの労働条件に大きく影響する美唄市役所の雇用環境労働条件をしっかりとしたものにして、市内で働く多くの市民の皆さんが、安心して生活設計をできるものとするためにも、市の労働条件、これをしっかりと率先して60歳以降の就労と収入、この辺を示していくということが大切なところではないかと強く考えるところでございますが、市長のお考えを伺いたしたいと思います。

次に、グループ制の現状における検討課題についてでございます。土井議員の質問と重複してはありますが、あえて質問をさせていただきます。昨年4月から本格導入されたグループ制につきましては、それまでの試行の十分な総括が庁内でされたかどうか、そして共通認識を職員がしたかという、大変私にとっては疑問がある中でございます。このような中で、この不十分な総括での導入、こういうふうにございながら、定員配置計画における具体的な方策として、グループ制の導入を、効率的効果的な組織体制の構築を行うとして位置づけております。そして、検証などを行いながら、必要な組織機構体制の見直しを行うとしております。私は多くの市の職員の方から現状をお聞きしましたが、確かに、従来の係制がグループという名称に変わったものの、業務の内容に大きな変化の実感は少ない、との声が寄せられています。また、グループリーダーについても主査職と主幹職の

混在があり、当事者ならず担当職員も戸惑う場合が生じているとの声が寄せられております。

一方、市民の皆さんにとっても、なかなか馴染みきれないグループ制ではないのかなというふうに考えております。例えば、職員の名刺の括弧書きの担当業務の内容で、その担当を判断するというような、グループ名だけではなかなか、この人は何を担当しているのかというのは到底わかりにくい。グループ制、まだまだなじみが薄い、こんなふうに考えます。そこで、管内の都市において、数年を経過したんでしょうけども、このグループ制から係制に見直したところもあるように聞いております。制度本格導入後1年経過したばかりですけれども、本来のグループ制が目指す組織体制に向けた検証を行った結果と、平成24年のこの春、もう間もなく迎える4月の組織体制に、どのようにその検証結果を取り入れる考えなのか、お伺いをいたします。

次に、臨時・非常勤嘱託職員の実態についてであります。定員適正化計画においては、必要に応じて非常勤職員、臨時的任用職員を活用していくとしています。しかし、知識や長年の経験を生かした、市民サービスに全力を注いできた、行政サービスのプロである定数職員が欠員不補充で減少している。このような中、大変多くの臨時・非常勤嘱託職員の方が住民サービスの最前線で頑張っておられる現実、実態を直視しなければならないのではないかと考えております。長年にわたる雇用の更新延長の実態も事実であります。定数職員と同様に、同じ美唄市役所に働く職員としての雇用のあり方も、真剣に検討されなけ

ればならないものと考えるところですが、平成24年4月当初の臨時非常勤の実態についてどのようなものとなるのか、お聞かせをいただきたいと思います。

大綱の第2は、官製ワーキングプアについてであります。今ほどお話いたしました、市の臨時・非常勤嘱託職員、及び多くの公共施設における指定管理者雇用の職員の労働条件についてであります。雇用の違いはありますけれども、これらの職員は共に公共サービスの提供という公務労働に従事する労働者であり、不安定な雇用や労働条件が許されるものではないと考えているところでございます。

先月の新聞記事で、北海学園経済学部川村雅則准教授の札幌市における、指定管理者施設に対するアンケート調査の結果と指摘が掲載されていましたが、札幌市においては、そのアンケートの結果では、札幌市において正規雇用では年収400万以上が6割を占めている。一方では非正規ではフルタイムでも300万円未満が9割に達し、ワーキングプアと呼ばれる200万円未満も3割に上がっています。さらにパートでは、100万円未満が8割を占める結果が報告されておりました。この結果を受け、川村氏は「指定管理者制度は2003年の地方自治の一部改正により、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図ると共に、経費の削減を図ることを狙いに導入された指定管理者制度であるけれども、現実にはコスト削減という目的で終わっている。指定管理者制度は、勤続年数に従って人件費が上がることを前提にしておらず、給与も下がるか横ばいで、官製ワーキングプアの温床となっている」と、こういう指摘をしております。

美唄市においても同じことが、さらに厳しい環境が美唄市にはあるのではないのでしょうか。したがって、公共サービスを担う労働者としての賃金の決定基準をどうしていくのか、これが今後の大きな課題であると、私も強く思うところでございます。美唄市においては、指定管理者雇用の正規職員の方は極めて限られた数であると考えております。ほとんどの職員の方は、不安定な雇用や労働条件に大きな不安や、不満を持たれている現状ではないのでしょうか。そこで、公務労働に従事する市の臨時非常勤職員を始め、指定管理者雇用の職員の労働条件の改善により、官製ワーキングプアを生じさせない意識の必要性をどのように考えるのか、お伺いをいたしたいと思っております。

大綱の第3は、豪雪対策についてであります。本定例会の冒頭、市政報告で市長から美唄市豪雪対策本部の設置について市政報告が詳しくありましたが、記録的な降雪量と寒気の継続の影響で、経験したことのないような積雪量の状況となり、対策本部並びに道路等の除排雪に当たられた市内業者の方々、そして除雪が困難な環境にある高齢者などの支援に当たられた、ボランティア及び市の職員の方々の昼夜を問わない市民生活を守る取り組みに、心から敬意を表するところでございます。そこで、これまで台風、大雨などによる防災計画は、災害対策本部の設置など、体系的に整備されていますが、豪雪に関しては、この防災計画に準じたものであるのかどうか。また、この対策本部が庁内及び関係機関との連携をどのようにとられたのか、お伺いをいたします。

次に、除排雪の現況調査及び優先順位と、タイムリーな除排雪情報の共有化についてありますが、予想の難しい降雪量は、道路除雪のタイミングなど、大変困難があるものと考えております。各路線を担当する直営委託業者の懸命なご努力で、市民生活を守っていただいておりますけれども、各地で生活する者にとっては、できるだけ早い自分の地域の除排雪を望む気持ちは強く、市民の皆さんからは積極的に自分の地域の現況や、こんな状況であるという情報が提供されている。先ほどのご答弁にもございましたが、大変多くの情報提供、そしてクレーム等を含んで、多くの市民の声が寄せられているということです。現状としては公平な、路線の計画的な除排雪に当然取り組まれておられることと考えるところでございますが、残念ながら市民の皆さんからは、不安や不満が多く寄せられている、という現状も先ほどお聞きをいたしました。特に今年は道路排雪では、排雪を行った2、3日後に、再度同じような排雪が必要になってしまう程の状況であり、これは予測のつかない大変な事態ではなかったのかなと思ひ、そして除排雪に当たられた関係者の皆様のご苦勞は計り知れないものがあったのではないのでしょうか。そこで、市として各路線の現況調査を主体的にどのように行い、除排雪の計画的な実施の判断を行っているのかをお聞きをいたします。

併せて、この除排雪情報についてでありますけれども、市のホームページ及び、市役所庁舎や市内で除排雪計画等を掲示提供されておりますけれども、いわば、災害時の情報というのは、できるだけ早く詳しく知りたいと

いう市民の思いが強いものと考えております。そこで、各路線の排雪計画等、いち早く市民に周知されることについてのご検討についてどのようにお考えがあるのか、お伺いをいたしたいと思っております。

大綱の第4は、成年後見制度についてであります。成年後見制度は、2000年4月から施行され、同時に介護保険制度やその後の支援費制度及び障害者自立支援法の施行などの、福祉制度のいわば措置から契約への大転換がございましたが、これに合わせて施行されていると考えます。これらは、個人が尊厳を持って、その人らしい自立した生活が送れるよう、自己決定を尊重する方向性を持つものがございます。認知症等の精神上的障害により判断能力が低下したことで、契約締結能力等が不十分なために、財産侵害、消費者被害、高齢障害を理由とする差別等、さまざまな権利侵害の問題を克服するため権利を自ら主張しにくい人々の権利を代弁し、主張して実現していく権利擁護、アドボカシーとも言うのですが、このシステムとして活用されているのが成年後見の制度と考えるところでございます。

先日私は、美唄市が主催し社会福祉協議会が所管して開催されました、地域福祉セミナーに参加させていただきました。このセミナーでは、小樽・北しりべし地域後見センターの先進的な取り組みを、小樽商科大学商学部教授の片桐先生からお話をお聞きしました。取り組みの一例でございますが、グループホームに入所されている方の自宅が管理不能の状態となり、冬期間に隣接家屋に被害が生ずる危険性がある。そこで市長申し立てにより、

地域の後見センターが後見人に選任され、公人としての後見人でございます。そして不動産処分を行うことができた、との報告や、金銭管理ができず、公共料金や社会保険料を滞納し、緊急搬送された方について、同じく市長申し立てで後見人に選任され、年金裁定申請や介護保険及び国保の被保険者資格を取得した事例が報告されました。

成年後見制度については、市内でもさまざまな機会に研修会や講演会が開かれておりますけれども、この制度が有効に活用されるためには、多くの市民の皆さんが認識を深めることが大切であると考えております。そこで、市として成年後見制度利用支援についての現状と、市の社会福祉協議会が設立を検討している地域の法人としての成年後見センターや市民後見人の育成について、どのような連携を考えているのかお伺いをいたしたいと思っております。

大綱の第5は、教育委員会の体制充実について教育長にお伺いいたします。私は平成23年第4回定例会におきまして、一般質問で、市長に教育委員会制度と首長との権限について基本的事業をお考えを伺いました。市長は、地方自治法の規定と理念に基づき、教育委員会は首長からの独立、合議制、政治的中立の確保、継続性や安定性の確保、地域住民の意向を反映などの原則の認識をされ、首長としての権限をしっかりと果たし、教育行政との適切な役割分担とを相互の協力で美唄らしい特色のある教育を行っていく、とされております。このことから、教育委員会においても、その権限は美唄市の教育について極めてというか、絶対的な責任を求めなければならない。こう

いう認識を持っているものと考えております。

私は、同定例会で教育長にも特色ある美唄の教育について教育委員会会議における議論経過もお聞きしましたが、教育委員の市内教育関係施設訪問など、積極的に実施し、関係者との交流にも努めているとのことでした。しかし、実態として、多くの市民の皆さんの教育委員会に対する認識、これは教育委員会事務局もしくは教育長、これを指して教育委員会と受けとめられている面が多分にあるのではないかと考えます。やはり市民の皆さんに、さらに開かれた教育委員会となるような取り組みをされる必要があるのではないでしょうか。これまで、地方分権が拡大する中、市長はまちづくり懇談会の開催を継続され、市議会も議会報告会を市内全域に出前で開催しているなどの取り組みを進めており、積極的な市民の皆さんとの交流の中で多くのご意見をいただきながら、それぞれの役割と責任を絡めて、改めて緊張感を持って努めていく認識を深めているところではないかと思えます。

また、文部科学省が昨年実施した、教育委員会の現状に関する調査の集計結果が公表されています。この中で教育委員会会議の運営上の工夫という項目では、全国において教育委員会会議の土日及び夜間開催、異動、出張、教育委員会会議、教育委員会議案の事前協議。このような全国でさまざまな取り組みも進められている現状もございますが、ほかにもさまざまな工夫をこれからも取り組んでいくというような調査結果が出されております。やはりこれは、ほかがやっているところではなく、教育委員会自体が主体的にこれらの教育委員会体制の充実について議論や取り組みを

深めることが大切なことであると強く考えているところでございます。そこで、5名の教育委員のお一人として、教育長に開かれた教育委員会に対する認識と、教育委員会の更なる充実に向けた工夫についての取り組みをどのように考えているのか、お伺いをいたします。

あわせて、教育委員会制度においても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正で外部評価が取り入れられ、第三者評価として平成23年第4回定例会でも美唄市の学校教育や、社会教育についての評価が報告されておりました。私は、この報告の中に教育委員会そのものの、体制の充実に関することについて具体的な評価をもう少しされてもいいのではないかなというふうに考えるところでございますが、このことについても教育長のお考えを伺いたいと思います。

以上、この場からの質問を終えさせていただきます。

議長内馬場克康君 市長。

市長高橋幹夫君（登壇） 倉本議員の質問にお答えいたします。

初めに、職員の適正配置について、美唄市定員適正化計画第2次初年度の具体的な実績についてであります。一般行政職におきまして、平成22年度の退職者数16人に対して、平成23年度の採用者数は10名で、差し引き6名の減員となっております。平成23年4月の職員配置における対応といたしましては、組織のスリム化や事務事業の見直しなどを行い、適正な職員配置に努めたところでございます。内訳といたしましては、計画策定に伴う担当理事の廃止、課の統合に伴う課長職の

減のほか、グループ制の導入に伴う減など、合計9名の減員を行いました。一方、重点政策を推進するため、担当理事及び参事職の増と、業務増による担当職員の増により合計3名の増員を行いました。今後におきましても、定員適正化計画を踏まえ、財政の健全化や、持続可能な行財政運営のため、引き続き限られた人材の効率的・効果的な職員配置に努めてまいりたいと考えております。

次に、定年前早期退職者の過去5年間の状況と再任用制度についてであります。一般行政職における定年前早期退職者数につきましては、平成19年度から平成23年度末までの予定者を含め、5年間で33名であり、そのうち勧奨退職者は24名となっております。定年年齢までの年齢別に申し上げますと、定年前5年未満が14名、定年前5年以上10年未満が4名、定年前10年以上が6名となっております。勧奨退職につきましては、美唄市職員勧奨退職取扱要綱に基づく特例勧奨退職によって行われており、一定の年齢と勤続年数に達する者のうち、後進に道を譲るため退職を希望する職員を対象に、勧奨退職日としている9月30日及び3月31日の4カ月前に説明会を開催し、制度や目的を周知したのち退職の意向を確認した上で、勧奨退職の可否を決定しております。

再任用制度につきましては、平成13年の条例制定後、2年間実施したところですが、その後、財政状況の悪化や行財政改革の推進により、職員採用を抑制することとなり、再任用制度の運用についても凍結し、現在に至っております。国においては、公的年金の、支給開始年齢の引き上げを踏ま

え、現行の再任用制度での対応が困難であるとし、平成25年度から定年を段階的に65歳まで引き上げることが適当として検討をしてきたところでございますが、このほど定年延長を見送ることとし、再任用制度を拡充するといった旨の報道がなされたところでございます。本市の再任用制度につきましては、今後の国の再任用制度や年金制度改革の動向等を見きわめながら、検討してまいりたいと考えております。

次にグループ制の現状における検討課題についてであります。昨年4月に本格導入したグループ制の検証につきましては、各課とのヒアリング等を基に行った結果、迅速な意思決定や繁忙期の応援体制の実現、協業意識の向上など、一定の効果が認められた一方で、少人数による1課1グループでの効果、グループリーダーになっている主幹と主査の役割、グループ間や部、課の間の連携などの課題も残ったところであります。平成24年度につきましては、新たな課題への対応として、危機管理等を担当する部署の設置や、情報管理の一元化を図るための組織の見直しのほか、グループ制の課題解決に取り組むなど、政策に対応した組織づくりに努めてまいります。

次に、臨時嘱託職員の実態についてであります。平成24年度当初における嘱託職員臨時職員の配置予定数及び正規職員との割合につきましては、正規職員の一般行政職の職員数255人に対しまして、一般行政職に類する嘱託職員数は32名の予定で、正規職員数との割合は12.5%となり、同様に一般行政職に類する臨時職員は14名の予定で正規職員との割合は5.5%となるものです。

次に、官製ワーキングプアについて、公共サービスに従事する非常勤職員等の雇用と労働条件についてであります。本市の嘱託、臨時職員の給与等につきましては、国の指針に基づき、一般職の1級1号俸をベースに、職務内容、職務経験、民間や近隣市の状況なども考慮し、支給しているところであります。指定管理施設における賃金については、これに準じ積算しているところでございます。本市においては、毎年ごと指定管理者から提出される、事業計画書及び収支計画書において、雇用形態や、人件費について確認しているところですが、指定管理者が雇用する職員の賃金の実態については把握していないところでございます。市といたしましても、公共サービスに従事する職員の生活水準を確保することは重要であると考えており、今後年2回実施している指定管理施設のモニタリング調査などにより、実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、豪雪対策について、豪雪対策本部の構成と本部会議経過及び具体的対策についてであります。昨年以来の豪雪により、本年1月15日時点で降雪量は9メートルに達し、昨年同日の3倍以上の量となりました。このことから、今期の豪雪に対し、緊急に必要な対応等を総合的に協議決定するため、本市の地域防災計画に準じ、1月16日に豪雪対策本部を設置いたしました。本部の構成につきましては、私を本部長に副市長、教育長及び部長職を構成員として1月16日以降11回の本部会議を開催しております。本部会議では、緊急対策として、道路の除排雪、通学路の確保、高齢者等の安全確保、公共施設の安全確

保、また関係機関や団体等との連絡調整として国道・道道の除排雪協力要請、社会福祉協議会等との連携による、高齢者障害者宅に関する情報収集と、その対応などについて協議し、逐次実施してきたところであります。これらの対策につきましては、担当部署を中心に、各部連携を図りながら対応しており、必要に応じ雪捨て場の新設や道に対する市道排雪の代行要請、市職員による高齢者等の住宅の緊急的な除雪対応なども行ってまいりました。今後とも、市民生活の安全確保、道路交通や経済活動の確保に向け、引き続き必要な対応を実施してまいります。

次に、除排雪についてであります。新雪除雪につきましては、受託業者の担当責任者が気象情報を把握の上、路線パトロールを実施し、市の出動基準に基づき、降雪量が車道13センチメートル以上、歩道10センチメートル以上と予想される時出動することとしております。幹線道路などの排雪については、車両通行や歩行者の安全を確保するため、市担当者による路線パトロールを行い、交通量の多い路線やバス路線、通学路など優先すべき路線を順次計画的に排雪作業を行っております。また、生活道路についても、市と受託業者が連携し現地調査を行い、道路幅員や路面状況に応じて拡幅除雪等を実施しているところでございます。

除排雪情報につきましては、豪雪対策本部から市民の皆さんへの情報提供として、幹線道路の排雪実施状況をホームページに掲載するほか、市役所、美唄駅2階通路、コアビバイ内市民ふれあいサロン等へ掲示し、お知らせをしているところであります。排雪計画

については、天候状況や進捗状況により、不確定要素が多いことから、お知らせはしておりません。市民から排雪計画などの周知について要望が寄せられていることから、今後周知方法等について検討してまいりたいと考えております。

次に、成年後見制度について、成年後見制度利用支援事業についてであります。認知症高齢者や、障害者自立支援法の規定による市町村地域生活支援事業として、法律行為が困難な方の権利を擁護し、広く地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とし要綱を定め、平成18年10月、市の制度として始めました。市の対応として、親族等による審判請求の申し立てが期待できず、放置できない場合は、市長が本人に代わって申し立てを行い、あわせて、生活保護者やそれに準ずる方に対し、収入印紙、鑑定、診断書などの申し立て費用や後見人費用を助成しております。この事業では、平成20年に1件の申請があり、市長が申し立てをしております。なお、地域包括支援センターで高齢者からの総合相談のうち、成年後見制度の活用について平成21年度は6件、平成22年度は5件の相談があり、いずれも制度の活用に至ってはおりません。市としては、判断能力が不十分な方が、損害や悪徳商法などの被害を受けないようにする事と合わせて、介護保険サービスや障がい者が福祉サービスを受けようとするときには、事業者との契約手続きなどで成年後見制度の利用はますます増加することが予想されますので、今後とも適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

次に、市民後見人についてであります。美唄市社会福祉協議会では、認知症などにより判断能力が不十分な状態にある方が財産管理や契約行為等において不利益を被ったり、虐待などの権利侵害を受けることなく、地域で安心して生活できるよう支援するための地域成年後見センター設立を検討しております。地域成年後見センターは、親族や弁護士などの個人が担ってきた業務を法人が行う事で、後見が必要な人を安定して支える事を目的にしており、一般市民が後見人になる市民後見人の育成も検討されているところでございます。成年後見制度では、これまで親族のほか、弁護士や司法書士などの専門職が中心となって後見人を担ってきておりますが、成年後見等申し立ての増加や、潜在的ニーズに対応しきれないことから、専門職以外の後見人の確保が必要になっている現状にあり、市民後見人は日常の金銭管理や介護サービスの利用契約などを中心に、同じ市民としての立場で専門職とは異なる身近な関係を生かした、地域における権利擁護の担い手として期待されているところでございます。

市といたしましては、成年後見センター設立に向けて、社会福祉協議会が設置した事業委員会に職員を参画させ、準備段階から連携を図っており、協働の町づくりの観点からも社会福祉協議会と共に成年後見制度の利用促進や市民後見人育成などに取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長内馬場克康君 教育長。

教育長安田昌彰君(登壇) 倉本議員の質問にお答えします。

教育委員会の体制充実について、開かれた教育委員会についてであります。平成20年に改正施行された「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」では、「教育委員会の責任体制の明確化」、「教育委員会の体制の充実」、「教育行政における地方分権の推進」などを重点として改正されたところです。教育委員会としては、この改正の趣旨を踏まえ、教育委員会の点検評価を実施すると共に、保護者から教育委員を選任するなど、必要とされる体制を整えてきたところであります。

また、教育委員が学校教育の課題や学習環境等に関する現状を把握するため、校長会・教頭会や保護者代表との懇談を行うほか、学校行事や社会教育事業等に積極的に参加して、市民目線による意見が教育行政に反映されるよう努めると共に、国や道などの動きや情報の共通理解、課題に対する認識の共有などを図るため、教育委員協議会を設け協議を行っているところであります。

いずれにいたしましても、子供達の健やかな育成は、市民や関係団体とともに取り組んでいかなければならない課題であり、そのためにも情報の公開、共有は重要なことと認識をしております。お話のありました教育委員会議の持ち方については、現在、教育委員会は原則公開制で開催期日等を告示して開催しているところですが、近年、傍聴の実績はないところであります。このため、今後におきましては、教育委員会議の中で、会議の持ち方や会議に関する公開のあり方、市民周知の方法などについて議論を深め、検討を行ってまいります。また、教育委員会の点検評価につきましても、道や他市の取り組みの状況を

参考として、現在の様式にしたところであります。その内容については、今後とも他市の状況を参考にしながら、検討してまいります。

以上でございます。

議長内馬場克康君 1番、倉本賢議員。

1番倉本賢議員 この場から再質問をさせていただきます。

1点だけでございます。

職員の適正配置についてでございますが、平成23年度当初における欠員補充については、グループ制導入を含めて組織のスリム化や事務事業の見直しで適正な職員配置に努めたとされました。地方分権や社会保障制度の変革による市の業務のふくそう化は、多くの職場で大きな負担となっている現状、この現状を踏まえ、私は人事や組織運営において、各現場の業務実態を十分把握をした上での適正な職員配置となっているとは言えないのではないかと考えるところでございます。このことは、市民への行政サービスを低下させないという、財政健全化における大きな大原則をも危ういものになっているのではないかと大変危惧しているところでございます。やはり、市の職員の適正配置につきましては、中長期的な業務実態のしっかりとした把握を明確にして、財政健全化最優先の発想だけではなく、その質や量を大切に考えて、持続可能な行政サービスの提供を目指すことが必要なのではないでしょうか。

ただいま、過去5年間の定年前早期退職者の状況をお聞きしましたが、現行の勧奨退職制度につきましては、あくまでもご本人の退職の意向が優先されるものであり、人事管理

上、今後においても、その事前把握はなかなか困難なものになっているのではないかと考えております。従って、中長期的な定数管理においても、欠員補充をどのように行うのかは、しっかりとした各職場の業務量を把握し、そして、業務見直し等の定数配置が確立していなければならないのではないのでしょうか。

そこで市長にお聞きしますが、職員配置にも大きく影響する再任用制度についてであります。平成13年の条例制定後、2年間の実績後、全く実施がされていないという実態については、あたかも当然のごとくお答えをいただきましたが、極端に表現すれば、今後も全く実施の予定すらない、必要のない条例であるとも受けとめられかねない答弁ではないのでしょうか。

同時に、中長期的な定数管理にも再任用制度の実施を想定をしていないというふうにも理解をるところですが、先ほども申し上げましたが、国家公務員においては、定年年齢延長が見送られ、現行の再任用制度の拡充を行うとされております。また、厚生労働省は、企業において希望者全員が65歳まで働ける制度の導入を、高齢者雇用安定法の改正で企業に義務づける方針を示しているぐらいでございます。このことは、今月5日の北海道新聞で、道内の経営者側や研究者の方の意見が記事になっておりました。この義務づけについては課題があるとして、現行制度を活用した上で検討されるべきであるというようなコメントが載せられております。現行制度というのは、65歳まで再任用、再雇用というような制度を持っている企業がたくさんあるというふうでございます。これは道内か全国の数

字か、それは定かではありませんけれども、65歳まで就労可能な制度を持つ企業は全体の約97%に達し、希望者の98%を再雇用している実態があると、現行制度は十分に機能しているとの新聞記事でございました。

このことから、定年年齢延長と再任用制度は本当に喫緊の課題であり、60歳を過ぎたものは給与も年金も受け取れない空白期間ができないよう、この処置をすることは美唄市内の企業や事業所へ、いかに美唄市役所の職員の雇用条件が影響しているか、このことをしっかりと受けとめた上で、美唄市役所の定年年齢延長と再任用制度について、市長は重く受けとめていただきたいと思っております。

以上申し上げましたように、職員の適正配置と再任用制度は表裏一体の課題でありまして、国の動向を見きわめると市長はおっしゃいましたが、この国の動向を見きわめる前に、現行の再任用制度をしっかりと見詰め直すことを急いでいただくことをお願いいたします。このことについて市長のお考えをお聞かせいただきたいと思っております。

議長内馬場克康君 市長。

市長高橋幹夫君 倉本議員の質問にお答えいたします。

再任用制度についてであります。公的年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられることにより、雇用と年金の支給時期をつなげることは官民共通の課題となっており、その重要性を認識しているところでございます。定年の引き上げをしない場合には、再任用制度で対応しなければならないと承知をしておりますが、一方では希望者全員を65歳まで雇用することも困難であると考えております。

市といたしましては、国の動向をはじめ、民間企業の高齢者の雇用状況などを見きわめつつ、本市の財政状況も踏まえ、職員の意向や職員団体との意見などを聞き、慎重に判断をしていかなければならないと考えております。

なお、ご指摘をいただきました民間での再任用、65歳定年のデータの部分については若干ですね、私と議員との認識が違うというふうに思います。大企業と中小企業とのそれらの部分については、日本を支えている企業の大半が中小企業でございますので、中小企業の実態をよくご理解いただければこの辺のことはご理解いただける、認識いただけるものと思いますので、その辺をつけ加えさせていただきます。

以上でございます。

議長内馬場克康君 1番、倉本賢議員。

1番倉本賢議員 今、認識の違いということで、国全体の大きな目を見た認識ということでお話があったかと思えますけれども、市内の企業、事業所だけに限って言えば、再任用というか、60歳以上の雇用延長、この制度のある事業所はあるのかないのか、私はあるというふうに思いますが、市長の認識では市内でもないというふうに認識されておるか、その辺お聞かせください。

議長内馬場克康君 市長。

市長高橋幹夫君 倉本議員の質問にお答えいたします。

市内においてはですね、私も商工業の関係に身を置いていたことから、その辺のことは十分認識しております。従ってですね、美唄の中小企業、ほとんどが中小企業、地域の経済を支えているのは中小企業であることからで

すね、再任用をせざるを得ない、そういう状況であるということ認識いただきたいというふうに思います。せざるを得ないということは、何と言いますか、そういう状況でないところの経済、社会を乗り切れないという状況ですので、やむを得ず、そういうような状況であるということで、大企業は、また別な考えがあるというふうに思いますが、美唄市内に限ってはそういったようなことだということ認識をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

議長内馬場克康君 次に移ります。3番、谷村知重議員。

3番谷村知重議員(登壇) 平成24年第1回定例会にあたり、大綱3点につきまして市長にお伺いいたします。

大綱1点目は、本市の環境行政についてであります。特に、ごみ問題について2点お聞きします。

昨年12月の第4回定例会において市長より、11月10日、平成27年4月以降のごみ処理方法について、岩見沢市・美唄市・月形町の3市町による広域処理を行うことで合意した旨の報告を受けたところであります。また、本年1月の議員協議会でも詳しいご説明を受けております。さらには、市長の市政執行方針においても、生ごみの堆肥化施設の整備に向けた検討を進めていく、との考えを示されており、循環型社会形成に向けて一歩前進したものと考えております。

そこで1点目に、生ごみの処理についてであります。

1つ目は、生ごみの堆肥化施設の検討に向け、でき上がった堆肥の利用計画について、

堆肥の利用者である農業生産者はもとより、その大口利用者となる関係両農協との協議についてであります。私は、昨年第3回定例会においても、この関連につきまして質問をさせていただきましたが、その後の経過と内容について伺います。

2つ目は、生ごみ処理に対する市民調査の状況と、今後の取り組みについてであります。昨年より本格的に調査を進めてきている旨の報告は、各会議等でお知らせをいただいているところでありますが、イベント等での、ごく一部の市民が対象であったと認識しておりますが、その後の調査の状況と今後について伺います。

2点目は、ごみの減量化についてであります。住民の消費生活の変化や多様化、加えて高齢化社会の到来など、一般家庭や企業、施設からのごみ排出量は年々増加の傾向にあると認識しております。本市においては、ごみ袋の有料化の実施に加え、人口減少と相まって、一定程度のごみの減量化が図られてきているものと報告も伺っているところであります。しかし、今後広域で可燃ごみの処理をすることになるわけでありますので、ごみの排出量により、すべての負担額が定まることから、より、ごみの減量化に向けての取り組みが必要と考えられますが、その現状と今後の取り組みについて伺います。

大綱2点目は、市税等の収納対策について、3点お聞きします。

1点目に、市税と国保税の未納額の実態についてであります。長引く景気の低迷や雇用の不安定化などにより、市税等は年々減少してきており、そういう厳しい状況が続いてい

る中であっても、市税等の確保は財政面で重要な課題となっております。本市の財政健全化計画においても、市税等の収納対策の強化を掲げているところでありますが、過去3年間の市税及び国保税の現年分、滞納分それぞれの未納額について伺います。

2点目に、収納率向上に向けた取り組みの状況についてであります。税務課職員を始め、関係職員が日々鋭意努力され、市税等の収納率向上に奮闘されていることと思いますが、これまでに取り組んできた収納対策について伺います。

3点目に、行政サービス制限の実態についてであります。市税等の収納率向上と税負担の公平性を確保するため、誠実性を欠く納税者に対し、行政サービスを制限する条例が施行されていますが、その実態について伺います。

大綱3点目は、水道行政について2点お聞きします。

1点目に、浄水場及び送水施設の現状と今後についてであります。災害発生時、特に地震災害時に心配されるライフラインの1つである水道事業であります。美唄浄水場や送水施設及び配水管など、水道施設の現状はどうなっているのか。また、今後の改良についての考え方について伺います。

2点目は、桂沢水道企業団の事業統合と美唄市の対応についてであります。先日桂沢水道企業団の事業統合についての新聞報道があり、関係3市の業務の統合や水道担当部署の統廃合、さらには水道料金の統一にも言及した内容であり、多くの市民も混迷していると思いますが、これまでの事業統合にかかわる

検討の経緯と、今後の美唄市の対応について伺います。

以上この場からの質問を終わります。

議長内馬場克康君 市長。

市長高橋幹夫君（登壇） 谷村議員の質問にお答えいたします。

初めに、環境行政について、生ごみの処理についてであります。美唄市農協や峰延農協とは正式な協議は行っておりませんが、堆肥化についての考え方や手法等について意見交換を行っております。また、2月に開催されました、農業委員会主催の地区別懇談会において、連合会長や農事組合長の方々に、生ごみの堆肥化についてのアンケート調査を実施しており、その結果78名から回答をいただき、78.2%の方が堆肥化することに賛成、そのできた堆肥用を利用しますかとの問いには、57.7%の方が利用する、と回答をいただいております。その意見交換の中では、堆肥の成分はどうか、安全な堆肥になるのかなどの、意見をいただいたところであります。

次に、生ごみ堆肥化の市民調査につきましては、昨年各地域でのイベントや、まちづくり懇談会、エコセミナーなどでアンケート調査を実施してきたほか、1月に開催いたしましたサンアール推進委員との懇談会において、生ごみ堆肥化の意見交換を行ったところでございます。全体のアンケート調査結果や、意見交換では、おおむね生ごみの堆肥化には賛成をいただいているところであり、今月14日には、女性会員が430名の美唄市日赤奉仕団に対して、アンケート調査を実施する予定となっております。なお現在、美唄市一般廃棄物減量等推進審議会に対して、生ごみの堆肥

化について諮問を行っており、3月末には答申を頂く予定となっております。

次に、ごみの減量化についてであります。平成17年度のごみ袋の有料化を実施して以来、平成22年度末でごみの総排出量は37.8%減少しておりますが、依然として家庭から排出される燃やせるごみの中には、新聞・雑誌の割合が約11%混入しており、また、燃やせないごみの中にプラスチックなどの資源ごみが約21%混入しており、適正に分別されていない状況が見受けられます。この事から、適正なごみの分別の向上を図るため、サンアール推進委員や、清掃指導員などと連携し、分別の徹底を指導するほか、町内会等による集団資源回収を促進させるため、古紙回収業者や回収事例の紹介などを行ってきたところでございます。また、新たな減量化や資源化の取り組みとして、昨年10月からビデオデッキや携帯電話など、小型家電の拠点回収を実施しており、これまで4,295キログラムを回収したところであります。今後におきましても、これまでの取り組みに加え、本年4月から古着など繊維類の拠点回収を実施することとしており、市民の皆さんにご理解とご協力をいただきながら、「ごみゼロ」に向けた減量化と資源化の取り組みを推進してまいりたいと考えております。

次に、市税等の収納対策について、収納率向上に向けた取組の現状についてであります。これまで市税等収納対策本部を設置し、未納、滞納者とのきめ細やかな納税相談を基本に、滞納整理強調月間の設定や、フレックスタイムを活用した夜間個別訪問徴収を実施すると共に、関係各課と連携した電話催告の

他、管理職による個別訪問徴収の実施、サービス制限条例の活用、インターネット公売の体制整備や自動車のタイヤロックの導入、また、メロディーや催告書にタイヤロックの写真を掲載するなど、市民の皆様にも周知を図ってきたところであります。また、滞納処分につきましては、差押予告書などにより、納税意欲を促す一方で、預金・給与を中心とした財産調査を徹底し、納税意識が欠如していると判断した場合は、差し押さえを執行するなど、収納対策の強化に努めてきたところでございます。

次に、サービス制限の実態についてですが、美唄市税の滞納に対する制限措置に関する条例は、平成 18 年 4 月から施行されており、補助金・助成金などの金銭の給付や、市の財産の貸し付け等、行政サービスを制限するものであり、現在 29 事業が対象となっております。これまで滞納により、当該対象のサービス事業を制限した実績はございませんが、制度の活用による、申請時の納税相談などから納税意識の向上につながっているものと考えております。

次に、水道行政について、浄水場及び送水施設の現状と今後についてですが、美唄ダム、美唄浄水場及び導水管については、昭和 50 年代に整備した施設であり、昭和 57 年度の美唄ダム供用開始から約 30 年経過した施設であります。これら施設の耐用年数は、ダムが 80 年、浄水場の建物や導水管などが 40 年から 60 年とされており、耐用年数内であることから、現在、改築・更新については考えていない状況でございます。また、市内に敷設している配水管につきましては、水道

事業財政計画に基づき、順次計画的に改良事業を実施しております。今後、施設の老朽化や漏水などの状況を踏まえ、水道施設の維持管理に努めてまいります。

次に、桂沢水道企業団の事業統合と美唄市の対応についてですが、現在の桂沢浄水場は、建設から約 53 年を経過し、施設の老朽化、耐震性、水質の確保など、さまざまな課題を抱えております。このことから、平成 21 年度に有識者を集めた桂沢浄水場将来構想検討委員会を組織し、桂沢浄水場の更新の考え方及び方向性などについて検討を重ね、平成 22 年 7 月に企業長に対し答申がなされたところでございます。その内容につきましては、桂沢浄水場は老朽化が著しく、耐震性にも問題があり、そのため補強工事ではなく、浄水場の更新が適正であるとされたところでございます。市においても、平成 22 年 11 月、第 6 期美唄市総合計画調査特別委員会で、これまで桂沢浄水場の更新について検討されてきた経緯や内容及び市が将来進むべき方向性について、説明をさせていただいたところであります。その後、業務委託において概算事業費が 138 億円と積算されたことから、平成 23 年 8 月に桂沢議会が設置した、桂沢浄水場更新事業等調査特別委員会において、浄水場の更新には多額の事業費を要することから、更新事業を実施するにあたり、国庫補助事業での財源確保を目指すため、構成 3 市と桂沢水道企業団との事業統合を検討していくとの方向性が示されたところであります。市といたしましても、今後、桂沢水道企業団浄水場の更新や事業統合を視野に入れた検討に加わっていくことと致します。

なお、市税と国保税の未納額の実態については、市民部長から答弁させていただきます。私からは以上でございます。

議長内馬場克康君 市民部長。

市民部長山崎一広君 市税及び国保税、過去3年間の未納額につきましては、私からご答弁させていただきます。

平成20年度の市税では、現年度分7,521万8,000円、滞納分2億8,476万8,000円、計3億5,998万6,000円。国保税では、現年度分5,409万3,000円、滞納分3億3,072万5,000円、計3億8,481万8,000円。平成20年度末、滞納繰越額の総額では7億4,480万4,000円で、対前年度比12.1%の減少。平成21年度では市税で、現年度分7,535万7,000円、滞納分2億8,565万7,000円、計3億6,101万4,000円。国保税では、現年度分5,815万3,000円、滞納分に2億8,951万8,000円、計3億4,767万1,000円。平成21年度末では、滞納繰越額の総額は7億0,868万5,000円で対前年比4.8%の減少。平成22年度市税では、現年度分6,865万8,000円、滞納分2億9,107万1,000円、計3億5,972万9,000円。国保税では、現年度分5,389万7,000円、滞納分2億7,722万2,000円、計3億3,111万9,000円。平成22年度末滞納繰越額の総額は6億9,084万8,000円、対前年比2.5%の減少となっております。5年前の平成18年度末の滞納繰越額の総額は8億0,504万円となっており、平成22年度末の滞納繰越総額と比較いたしますと、1億1,419万2,000円で、14.2%の減少となっております。

以上でございます。

議長内馬場克康君 3番、谷村知重議員。

3番谷村知重議員 それぞれお答えをいただきました。ありがとうございます。自席から何点か再質問させていただきます。

まずは、生ごみの処理についてであります。1つに、先ほどの答弁にありましたが、農業委員会主催の地区別懇談会で出された生ごみ堆肥の成分や安全性などについて、意見が出されたそうでございますが、今後これらの対応について、どのように進めていくのか伺いたしたいと思います。

2つに、生ごみ処理、生ごみの堆肥化を実施していく中で、今後、市の人口減少が予想されておりますが、ごみ量が減る事から、安定的に堆肥量を確保するための方策をどのように考えているのかを伺いたしたいと思います。

3つに、最終処分場エコの丘の残容量からも、処理期限が迫ってきていると思いますが、現行の処理のままですと、あと何年で満了年を迎えるのか。また、これらと関連して現在検討している、生ごみ堆肥化に向けた今後のスケジュールなど、どのように計画されているのかを伺いたしたいと思います。

次に、市税等の収納率向上に向けた取り組みについてであります。公平な税負担は、協働のまちづくりの基本でもあると私は考えております。財政健全化に向けて、今後さらに、収納率の向上に向けた取り組みが必要になってくるのかなというふうに考えておりますが、今後どのような取り組みを進めていくのか、お聞かせいただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。

議長内馬場克康君 市長。

市長高橋幹夫君 谷村議員の質問にお答えいたします。

初めに、生ごみ堆肥化の成分や安全性についてありますが、堆肥化を進めるためには、現在の生ごみの成分がどのようなものなのか調査する必要があることから、平成 24 年度において、成分分析調査を実施することとしております。調査内容といたしましては、高齢者世帯や子育て世帯の各 30 世帯をモデルとしてご協力をいただいて、燃やせるごみとして各家庭より排出されているごみから 3 日ないし 4 日分の生ごみだけを排出いただいて、生ごみの水分量や pH などの成分調査と堆肥化した場合の有害物質として規制されている、ヒ素やカドミウムなどの有害金属 6 項目の調査を行うこととしております。

次に、堆肥量の確保につきましては、人口減少やごみの減量化によって、生成される堆肥の量は減ることが予想されますが、生ごみの処理方法が現段階ではまだ決まっていない状況であることから、今後堆肥量を確保するための方策について検討してまいりたいと考えております。

次に、生ごみの堆肥化のスケジュールにつきましては、現在の最終処分場は、平成 27 年度から生ごみを含む可燃ごみを中間処理することで最終処分場の延命化が図られ、当初計画どおり平成 33 年度までの埋め立てが可能になるものと見込んでおります。生ごみを除く可燃ごみにつきましては、平成 27 年 4 月から岩見沢市・美唄市・月形町の 3 市町による広域で焼却処理をすることとしており、生ごみの堆肥化については、その広域処理をする前の平成 26 年度中に施設整備を完了し、供用開始しなければならないものと考えております。

次に、収納対策の取り組みについてありますが、公平な税負担は、市民の皆さんと行政との信頼関係の基本でありますことから、悪質と判断した滞納者につきましては、毅然として、差し押さえにより換価収納を強制執行していかねばならないと考えております。今後さらにこれまでの取り組みを強化するため、滞納整理マニュアルを作成したところであり、職員に徹底し、収納率の向上を図って参ります。

また、来年度につきましては、北海道の短期併任制度を活用し、経験豊富な専門職員の指導のもと、これまで実績の無い自動車等の差し押さえ及びインターネット公売による換価に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長内馬場克康君 これをもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午後 3 時 3 2 分 散会

